# 妻鳥陵墓参考地墳丘外形調査および出土品調査報告

清喜裕二　横田真吾　土屋隆史

## はじめに

妻鳥陵墓参考地（以下、「当参考地」という）は、愛媛県四国中央市妻鳥町字春宮山に所在する。現在の形状は円丘である。当参考地の遺跡名称は、東宮山古墳である。標記の墳丘外形調査は、当参考地の保全・管理に資することを目的として、平成25年7月1日から7日までおこなった。この期間中、7月6日は、関連史料調査として愛媛県立図書館で、当参考地関連公文書の閲覧と撮影を実施した。

本報告では、上記の墳丘外形調査および関連史料調査のほか、既報[1]の当参考地出土品についても、新たに実測・撮影を実施した上で、近年の調査・研究で明らかになった知見を加え、その内容を記す。なお、既報では掲載しなかった写真と図面についても、こちらで報告しておく。（横田真吾）

## 1　地理的・歴史的環境

### （1）地理的環境

当参考地の位置する四国中央市妻鳥町は、北に燧灘が広がり、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁する地形である。当参考地は、法皇山脈の北側に面した東宮山と呼ばれる海抜80 m余りの急な独立丘陵の頂上付近に位置し、頂上の平坦面を利用して築造されている。（土屋隆史）

### （2）歴史的環境

当参考地が所在する宇摩平野周辺では、上分町高田で発見された有舌尖頭器や、上分西遺跡・丸山遺跡で出土した縄文土器など、縄文時代以前に遡る遺物はあるものの、遺構についての詳細は不分明なのが現状である。弥生時代には、標高100 m以上の高地に原峰山遺跡や三角寺遺跡など、この時代に特徴的な高地性集落が築かれるが、遺構の詳細は不明である。平野部には、耳状飾付壺を出土した大江遺跡や弥生時代終わり頃から古墳時代初め頃の鍛冶炉が検出された破魔殿遺跡などがある。また、当参考地隣の東宮山1号箱式石

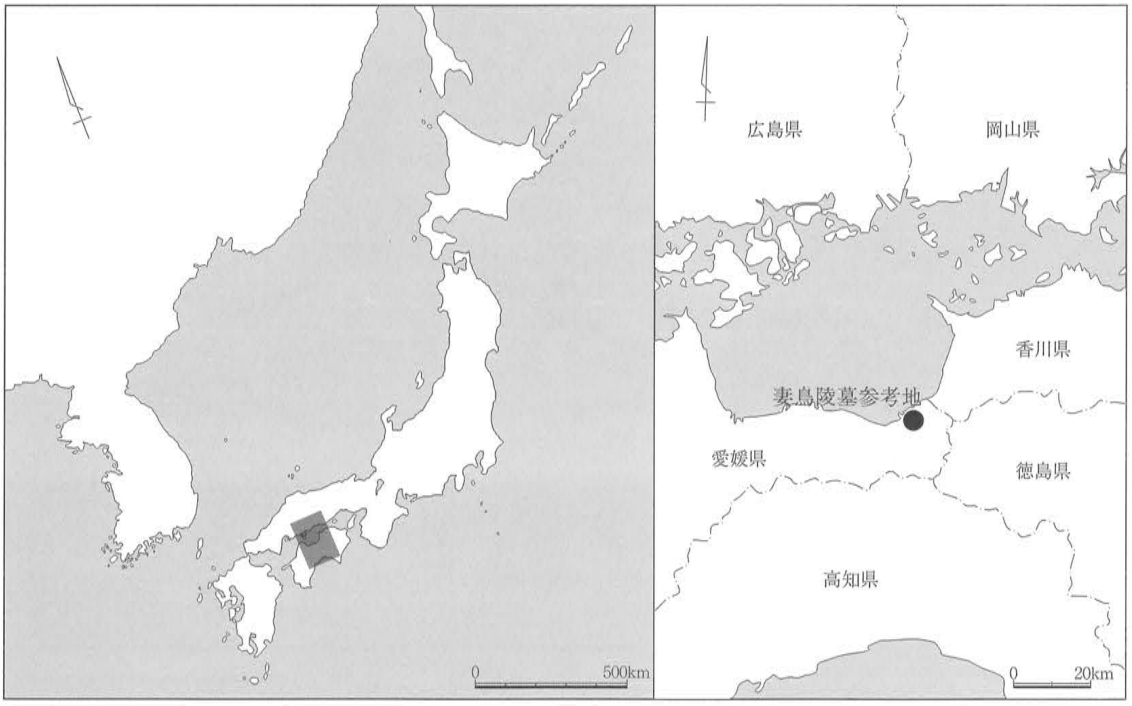


第1図　妻鳥陵墓参考地　概略位置図（1/25,000,000、1/2,000,000）

棺・金生町下分から中広形銅鉾、柴生遺跡から平形銅剣、西番掛遺跡から細形銅剣が出土している。

古墳時代の遺跡としては、当参考地をはじめ後期以降の古墳がほとんどであるが、わずかに瓢箪山遺跡の前期と考えられる土坑墓より内行花文鏡が出土している。この地域では、中期の遺跡について明らかでなく、後期以降に横穴式石室を埋葬施設とする多くの古墳が築かれる。そのうち、四手山古墳は主体部の損傷が著しいものの、須恵器やその他の副葬品から、後期初頭の横穴式石室墳の可能性がある。また、山口１号墳は横穴式石室に石棚を有する特徴的な構造となっている。

当参考地の横穴式石室は、玄門部の構造から九州の竪穴系横口式石室の影響を受けて造られたものとも考えられているが、宇摩平野周辺の古墳は、畿内地域の横穴式石室や近隣地域の横穴式石室の影響を受けて徐々に変容していったものと考えられる。また、当参考地築造後のこの地域の有力墳としては、経ヶ岡古墳、端華の森古墳、宝洞山１号墳、向山古墳などが挙げられる。このうち、向山古墳は長方形の墳丘に２基の横穴式石室を内包し、畿内の磯長山田陵（推古天皇陵）に類似した構造だが、横穴式石室はいわゆる畿内型ではなく、地域独自のものである。古墳時代後期以降の宇摩平野周辺は、九州系の石室と豊富な副葬品内容をもつ当参考地や、巨大な墳丘に加え、畿内の大型墳と共通する構造をもつ向山古墳の存在などから、九州と畿内の中間に位置する重要な地域であったと考えられる。（横田）

## ２　治定と調査の経緯

### （１）治定の経緯（第４図）

妻鳥陵墓参考地の発見から陵墓参考地に治定されるまでを知る手段として、以下大きく５つの公文書群が挙げられる。

**公文書群１**

「第 11 号御陵墓参考地引渡ノ件」『明治参拾年地理雑誌』（愛媛県立図書館所蔵、請求記号：M06-13-7）

明治７年（1874）～明治 29 年（1896）までの公文書及び関連文書の写し 78 件。

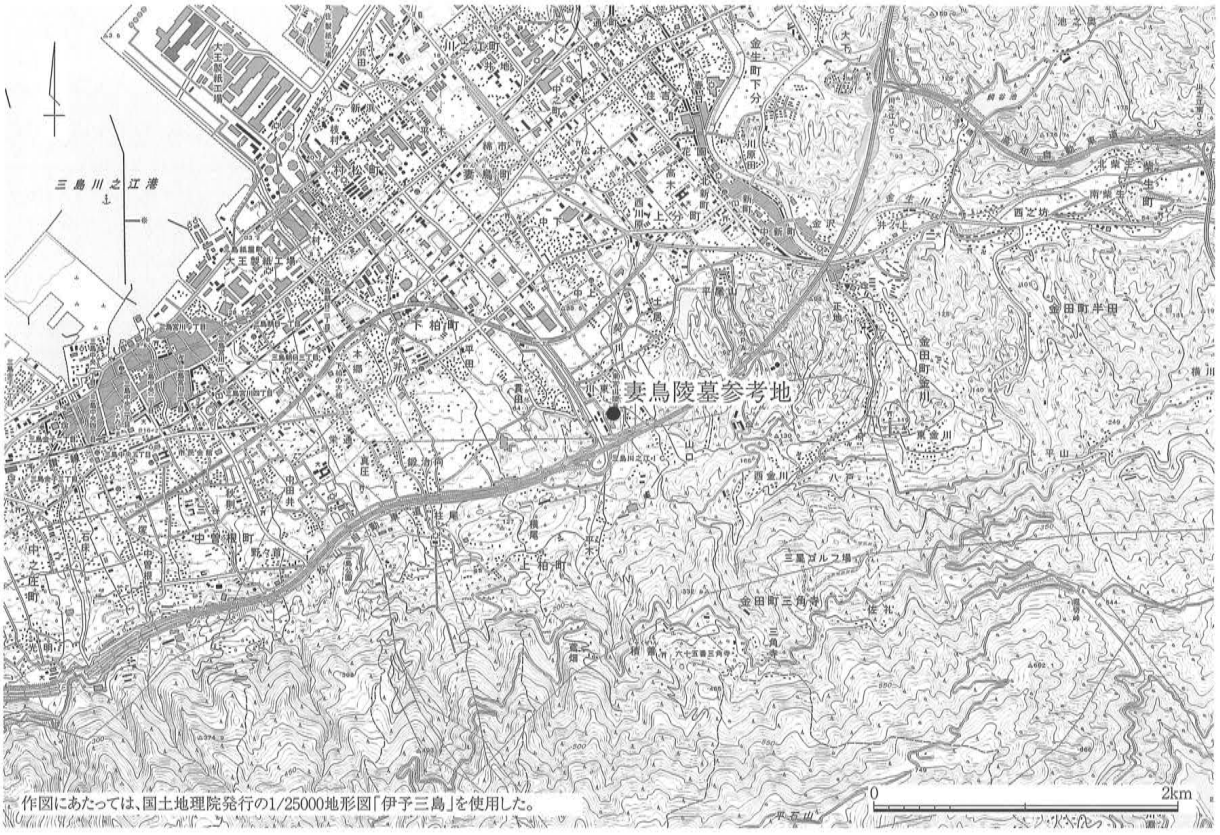


第２図　妻鳥陵墓参考地　概略位置図（1/50,000）

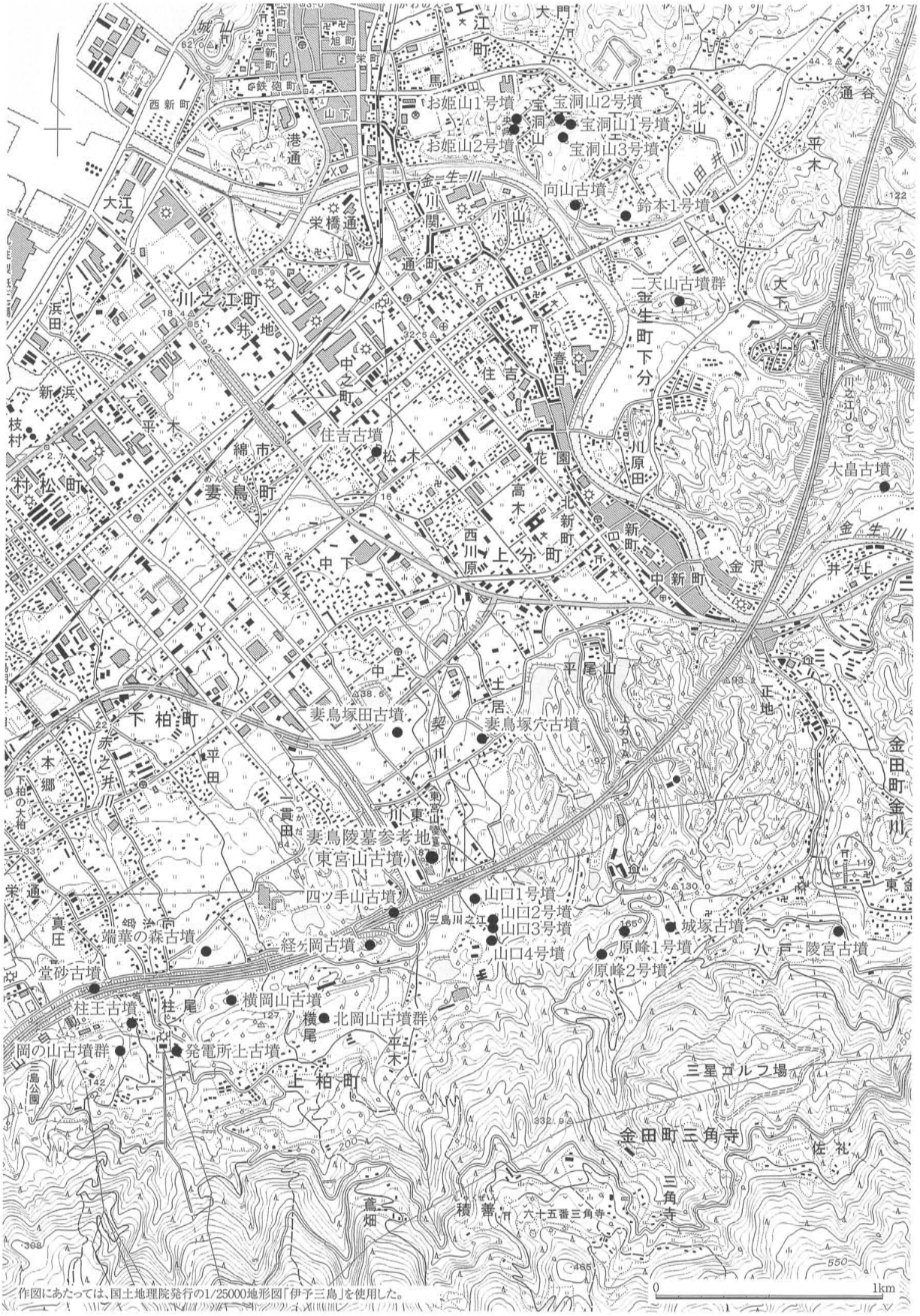


第３図　妻鳥陵墓参考地　周辺古墳分布図（1/25,000）

**公文書群２**

『御陵墓記録　妻鳥陵墓参考地関係書類　妻鳥村役場』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：40857）

妻鳥村役場で所蔵されていた明治７年（1874）～明治 27 年（1894）までの 17 件の公文書（原本）が、マイクロフィルムによって複写撮影されたもの。

**公文書群３**

『御陵墓記録』（宮内庁陵墓守部所蔵）

妻鳥村役場で所蔵されていた明治７年（1874）～明治 27 年（1894）までの 19 件の公文書が謄写され、大正 14 年（1925）５月 19 日付で諸陵寮へ送付された。その妻鳥村役場の起案文書である。

**公文書群４**

『愛媛県川之江市所蔵書類　妻鳥陵墓参考地関係書類（写）』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：40837）

川之江市で所蔵されていた明治７年（1874）～大正３年（1914）までの 21 件の公文書が謄写され、昭和 35 年（1960）６月 17 日付けで諸陵寮へ送付されたもの。

**公文書群５**

『御陵墓二関スル記録書』（三皇神社家所蔵）

明治７年（1874）～明治 27 年（1894）までの７件の公文書。何れも公文書群１～３に含まれている。

これらは冨田尚夫の公文書調査によって、それぞれの内容がわかりやすく整理されている[2]。冨田の成果を参考とし、過去に妻鳥陵墓参考地について言及されてきた文献を参照しながら[3]、治定の経緯について簡単にまとめると以下のようになる。

きっかけは、明治７年（1874）８月３日付「太政官達第 102 号」、明治７年８月３日付「太政官達第 103 号」をはじめとした明治政府による陵墓取調べの指示であった（公文書群１所収）。これに応じて、宇摩郡妻鳥村東宮神社境内に允恭天皇第一皇子木梨軽太子の墓所と伝わる場所があることが、春宮神社祠官から愛媛県参事へ、また愛媛県令から教部大輔へと報告された。その少し後の当参考地の絵図が第４図左である。

その後、明治 27 年（1894）３月 22 日付妻鳥村から愛媛県宛の「埋蔵物発見御届写」（公文書群１所収）により、同年３月 20 日、21 日にその場所から埋蔵物が発見されたことが報告された。その頃の当参考地の絵図が第４図右である。さらに、明治 27 年４月６日付愛媛県から宮内省宛の「埋蔵物発見ノ義二付上申宇摩郡長」（公文書群１所収）によって埋蔵物発見の経緯と埋蔵物の詳細が上申された。この時の詳しい経緯について、後に高橋健自は聞き取り調査をおこなっている[4]。どうやら、木梨軽太子の御墓である証拠を得るために、村民有志によって発掘がなされたというのが実態であったようである。

そして、明治 28 年 12 月３日付諸陵頭から愛媛県知事宛の「陵発第 12 号」（公文書群１所収）によって陵墓参考地として保存することが決定した。陵墓参考地とした根拠を知らせる公文書は残存していないが、冨田が指摘するように、金銅製冠、衝角付冑、銅鏡、馬具といった多種類の副葬遺物の出土、そして隣接する春宮神社が遅くとも元禄４年（1691）には存在していたことが要因となった可能性が考えられる。　（土屋）

## （２）調査の経緯

当参考地には長らく石室に開口部分があったが、これを閉鎖するにあたって昭和 34 年（1959）３月、三木文雄に現状調査が依嘱された。詳細は、『書陵部紀要』第 23 号に掲載されている[5]。出土遺物は長宜子孫銘内行花文鏡、金銅透彫帯冠、金環、銀平玉、水晶切子玉、碧玉管玉、琥珀棗玉、銅小鈴、衝角付冑、三葉透金銅環頭柄頭、馬鐸、鹿角舌、須恵広口坩、須恵蓋杯、土師高杯であり、これらの報告と考察がなされた。後述する通り当参考地出土遺物の来歴には混乱がみられるが、三木報告では出土品の認定を『諸陵寮保管出土品目録　昭和 20 年　調査係』の記載に拠っている。また、墳丘外形と横穴式石室の測量がなされた。横穴式石室の後壁上部の天井石付近に孔があり、ここから石室に出入りしていたようである。石室の詳細は５（４）（５）を参照いただきたい。現状では孔が埋め戻されていることから、これが石室の状況を知る唯一の情報である。書陵部紀要第 23 号掲載写真以外にも、複数の調査写真が現在も保管されている。　（土屋）

## 3　墳丘の調査

### （1）墳丘について

**①墳丘周辺の地形と現況**

現在、当参考地の北側には春宮神社が造営されている。明治 29 年 9 月 3 日に無償編入されるまでは、当参考地も社地（国有地）であった。春宮神社の北側は広場になっており、中央付近では箱式石棺（東宮山２号石棺）が露出した状態で安置されている。後述する箱式石棺（東宮山１号石棺）とは別個体のものであり、元々両者は隣接していたようである。当参考地の東側と西側は急斜面となっており、南側には緩斜面が広がる。

当参考地の墳丘外側には鉄柵が巡り、鉄柵の外側には巡回路が作られている。巡回路には歩きやすくするための敷石が部分的に確認できる。

**②墳丘の所見**（第５・６図、図版 33・34）

現状の墳丘は円墳である。北東方向に長く、楕円形を呈する。最も長い所で計測すれば、墳長は 14.6 ｍである。

**墳裾**　墳裾の標高は 83.25 ｍ付近であり墳裾はどこも削られ、ほとんど垂直に切り立った状態である。本来の墳裾は現況よりもかなり外側に位置していたと考えられる。なかでも墳丘の南東部には、墳丘の中腹まで続く大きな崩落箇所がみられる。三木文雄の報告によるとここは横穴式石室奥壁付近であり、天井石の一部が外れて開口した箇所である。明治 27 年、この孔から石室内部へ入り遺物が発見された。この崩落は、天井石が外れる原因となったものであろう。崩落箇所には長軸 0.6 ｍ、短軸 0.4 ｍの石材が露出している。おそらく横穴式石室の石材であり、崩落した際に外れたものであろう。

**墳丘斜面**　北西側は、他の箇所と比べて直線的な等高線がめぐる。こちらは横穴式石室の羨道入口の方向にあたることから、閉塞の際の盛土によるものであろうか。北東側と南西側は、墳裾は削られているものの、

明治14年7月12日付宇摩郡妻鳥村戸長「實蹟取調書目」（公文書群1所収）

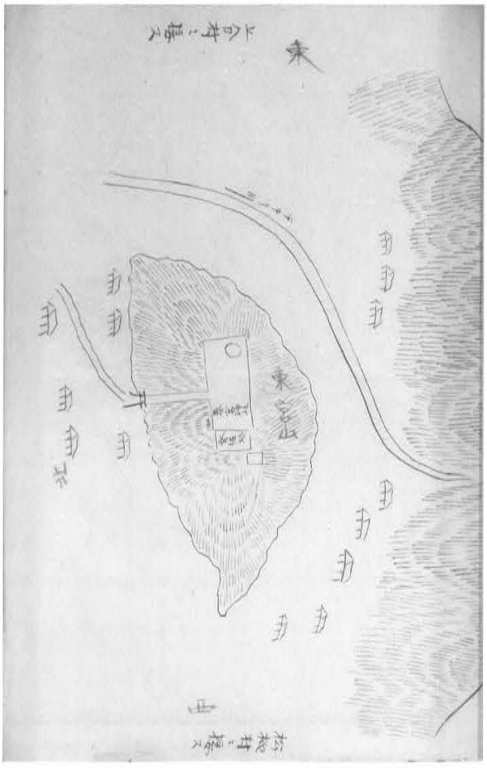


明治27年3月29日付川之江警察署長から愛媛県警部長宛「甲第一四四二号内三号」（公文書群1所収）

第４図　妻鳥陵墓参考地　公文書に描かれた妻鳥陵墓参考地

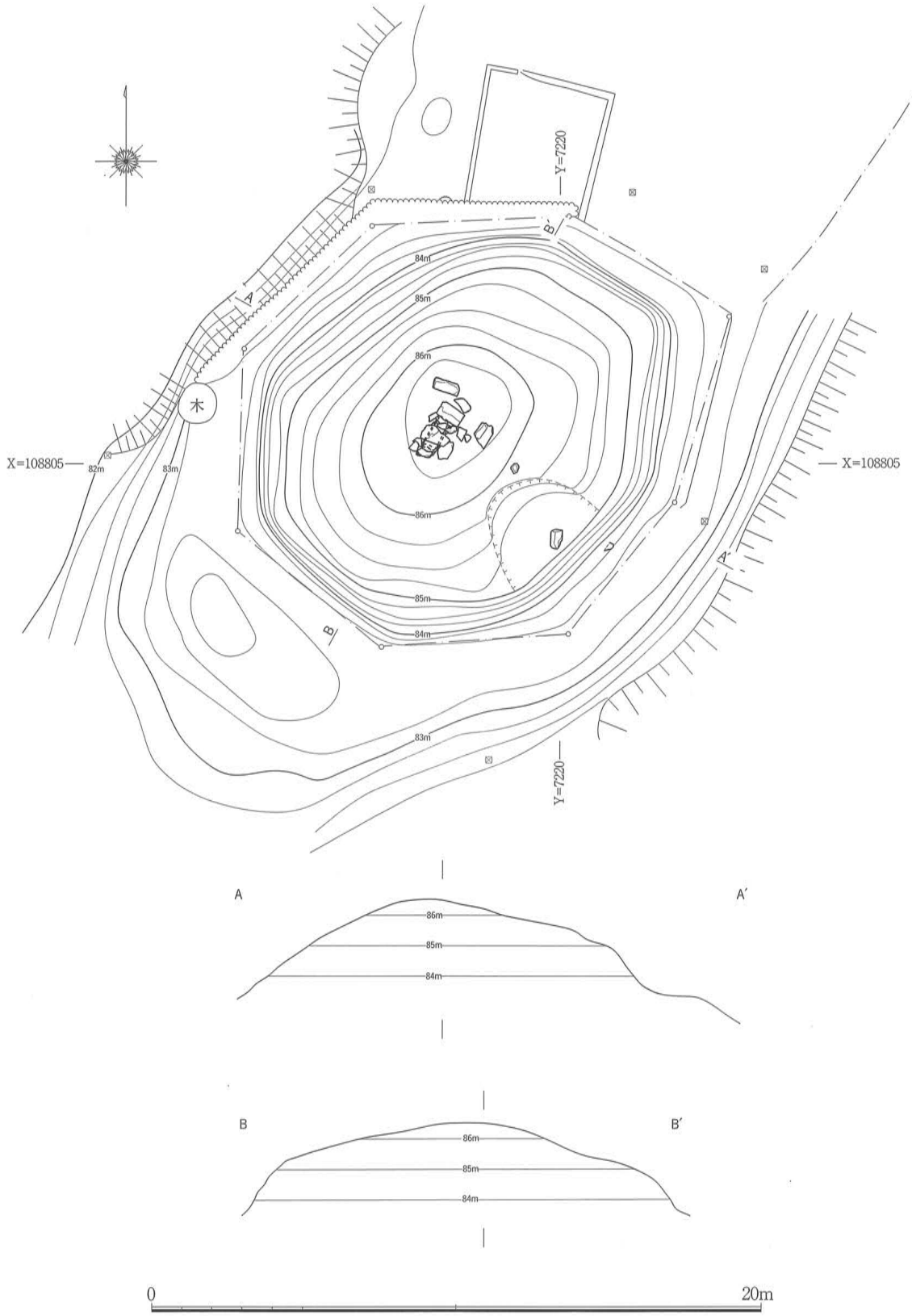


第５図　妻鳥陵墓参考地　墳丘測量図（１）（1/200）

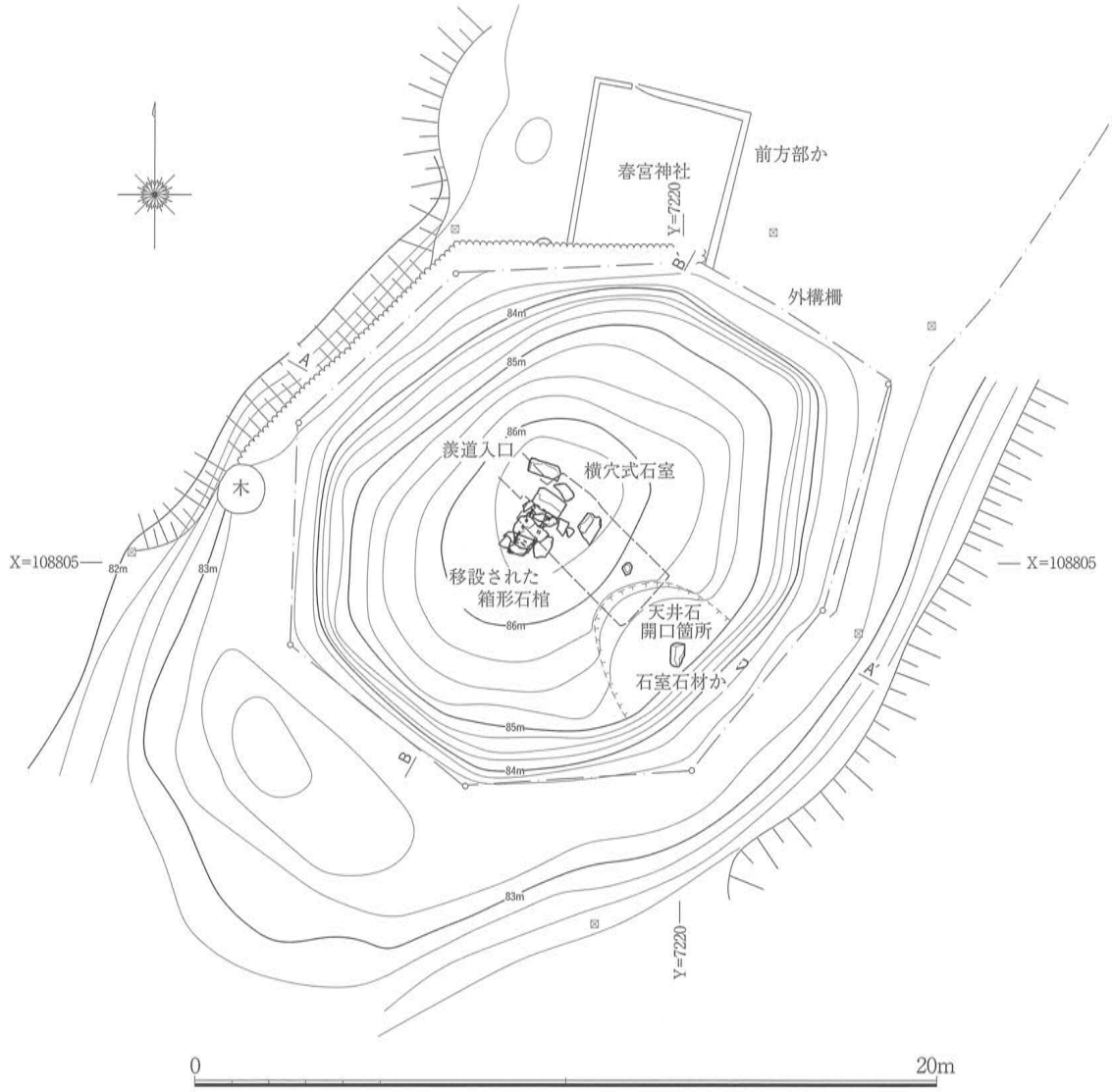


第６図　妻鳥陵墓参考地　墳丘測量図（２）（1/200）

中腹から墳頂部にかけては本来の墳丘面が残存している。北東側の斜面は南西側と比べて緩やかである。後述するように、もともと北東側に前方部がついていたことに起因するかもしれない。

**墳頂部**　墳頂部の標高は 86.5 ｍであり、墳丘高は約 3.3 ｍである。現状の墳丘からみると、墳頂部は南西側に偏っている。墳頂部の中央付近には箱式石棺（東宮山１号石棺）がみられる。４（１）で改めて述べるが、これは江戸時代の安政年間に当参考地北側の広場から出土したもので、その後墳頂部へと埋め戻されたものである。その形態等の詳細は３（２）を参照いただきたい。

**界標外**　界標内の現状の墳丘は円墳であるが、墳丘北東側の斜面が緩やかであり、北東側に丘陵の平坦面が続くことを考慮すると、本来は北東側に前方部が広がっていた可能性がある。後述するが、明治７年（1874）７月２日付春宮神社祠官から愛媛県参事宛「春宮神社取調書類写　皇子御陵之儀二付御届」（公文書群１所収）には、「‥凡二十ヶ年程以前（筆者注：1853 ～ 1854）御社ノ東方小高處ヲ堀開キ候所五尺余ノ石櫃有‥」とある。墳丘北東側に「小高處」があったことがわかり、これが前方部に起因するものであった可能性が考えられる。

（土屋）

## （2）石棺について

当参考地の墳頂には、隣接する平坦地より移築された組合式石棺が１基存在する。この石棺は本来、隣接する平坦地の北隅にあったとされる。安政年間の頃、当参考地に隣接する春宮神社の前面が祭礼諸行事のため整備される際、この石棺は墳頂に移築され組み立てられたといわれている。石棺からは、弥生時代の銅鉾が１点出土したと伝わっており、現在書陵部にて保管している。

三木文雄によって当参考地が昭和 34 年３月に調査された際、長年の経過によってこの石棺はすでに組み合った状態ではなく、長辺・短辺の石材まで倒れているような状態であった（図版 14－８）。現在、墳頂で組み合った状態の石棺は、三木調査の際に再度組み立てられたもので、組み立て直後の写真が残っている（図版 35－８）。上記のことから、墳頂に残る石棺については、移築以前の情報を多く残しているとは考え難いが、ここではその現況について記しておく。

石棺は緑泥片岩の板石を組み合わせて造られている。長辺１ｍを超える２枚の石材で短辺２枚の石材を挟み、その上に数枚の板石を載せている。石棺の周辺には 10 石程の石材があるが、これらが全て移築以前の石棺にともなうものかは不明である。石棺内部の状況を確認したところ、内部には石材の隙間より落葉などが入りこんでいた。現状の石棺内法は、長さ１ｍ、幅 0.35 から 0.4 ｍ、高さ 0.2 から 0.25 ｍである。（横田）

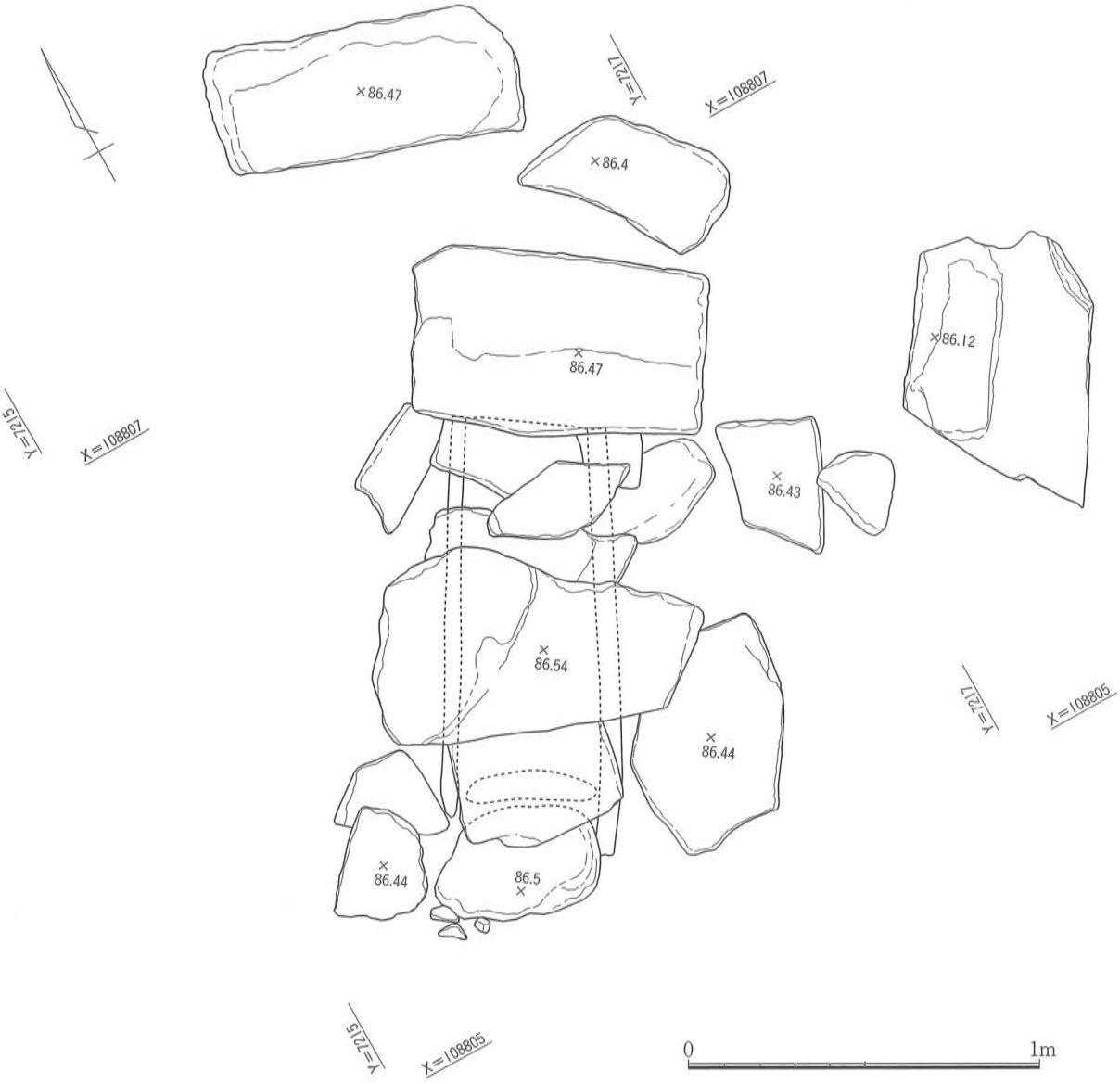


第７図　妻鳥陵墓参考地　墳頂移築石棺実測図（1/20）

## 4　出土品の調査

### （1）出土品の来歴

妻鳥陵墓参考地に関連する遺物は少なくとも二度出土する機会があったようである。これらは発掘調査によって出土したものではないため、取り扱いには注意が必要である。そこで、ここでは妻鳥陵墓参考地に関連する出土品の来歴調査をおこない、本来の出土品構成を探ることとする。出土品発見の経緯とともに出土した遺物についての詳細が記された以下の公文書群をもとに検討する(6)。

「第 11 号御陵墓参考地引渡ノ件」『明治参拾年地理雑誌』（愛媛県立図書館所蔵、請求記号：M06-13-7）

・明治 14 年 10 月 28 日付愛媛県令から宮内省宛「御系譜御用書冊通達ノ儀ニ付上申」（公文書群 1 － A）

・明治 27 年 3 月 22 日付宇摩郡長から愛媛県知事宛「埋蔵物発見ノ儀ニ付上申」（1 － B）

・明治 27 年 3 月 23 日付宇摩郡長から愛媛県知事宛「壹発第四五號ノ内」（1 － C）

・明治 27 年 3 月 29 日付川之江警察署長から愛媛県警部長宛「無題」（1 － D）

・明治 27 年 5 月 9 日付川之江警察署長から警察部保安課長宛「甲第二二六二号」（1 － E）

公文書群1-A

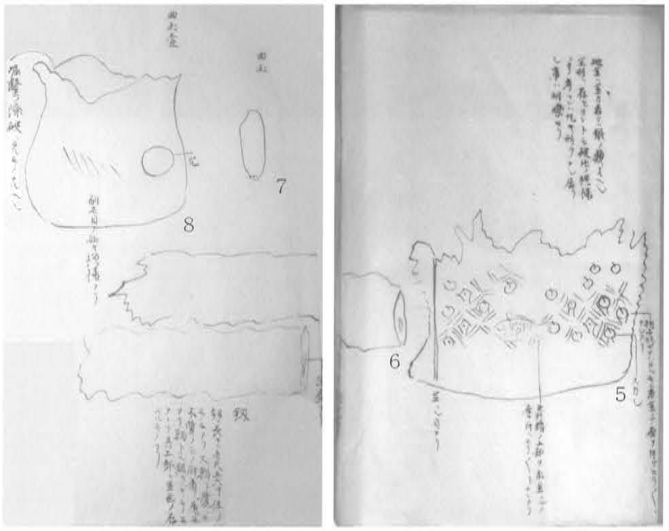

公文書群1-B

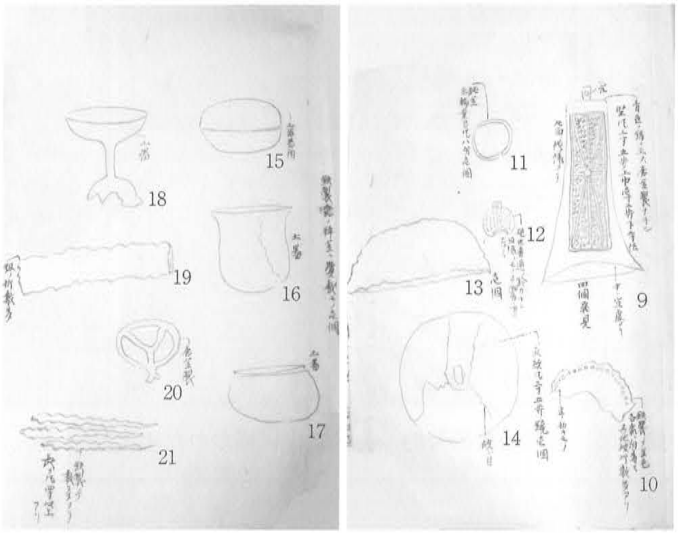

公文書群1-C

第８図　妻鳥陵墓参考地　各公文書群に描かれた出土品（1）

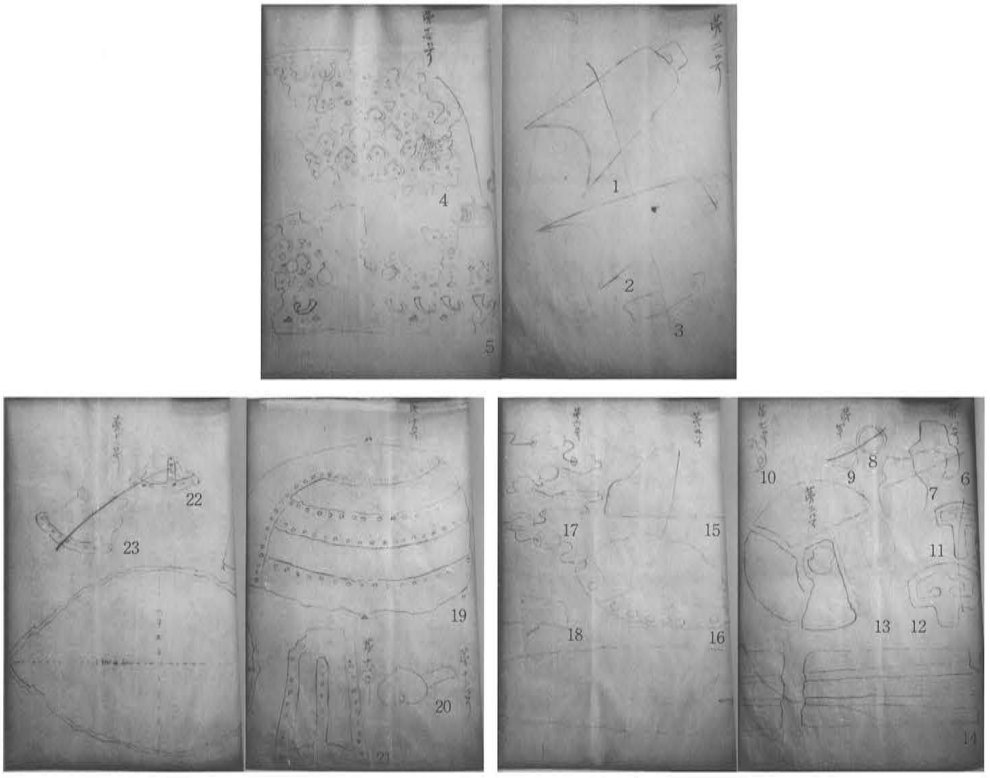


公文書群2-D

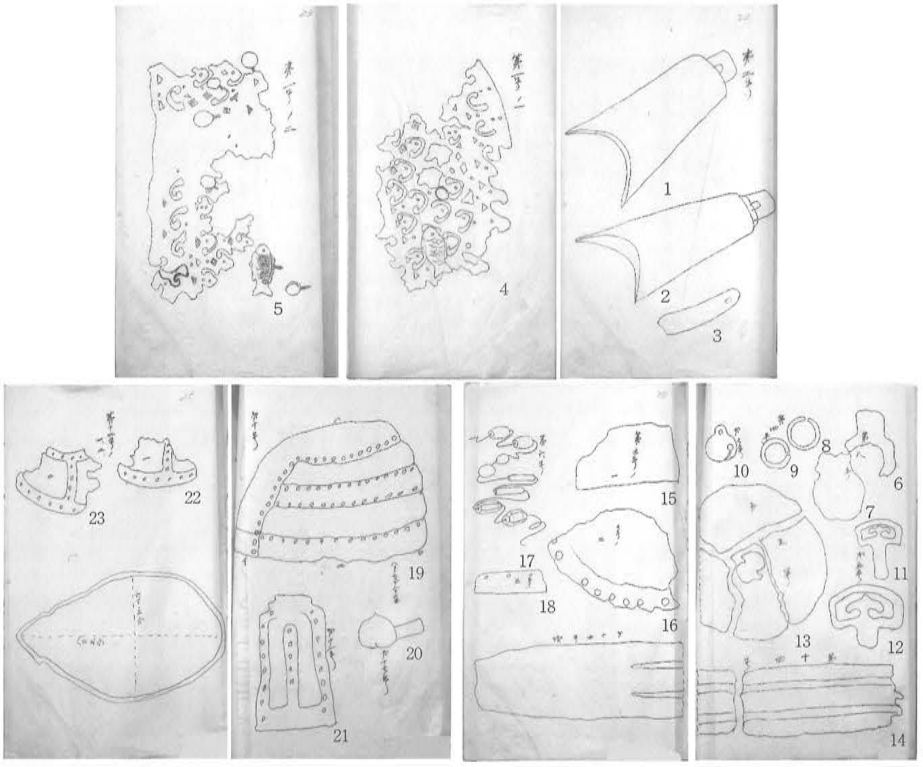


公文書群3

第９図　妻鳥陵墓参考地　各公文書に描かれた出土品（２）

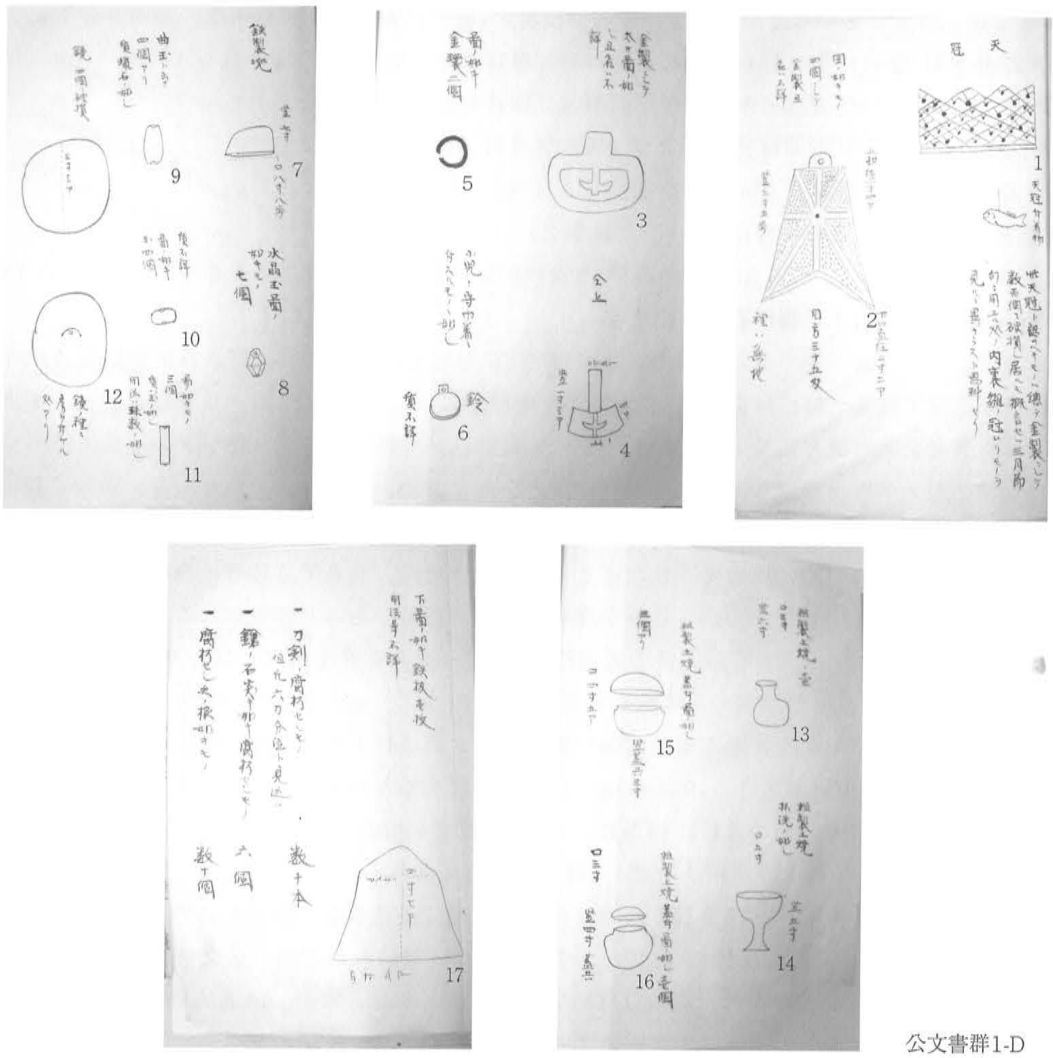

公文書群1-D

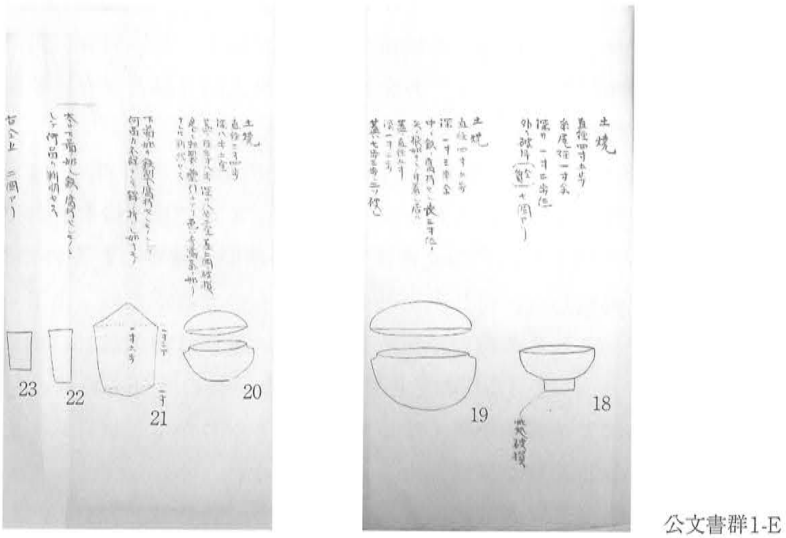

公文書群1-E

第 10 図　妻鳥陵墓参考地　各公文書群に描かれた出土品（3）

『御陵墓記録　妻鳥陵墓参考地関係書類　妻鳥村役場』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：40857）

・明治27年3月22日付妻鳥村から愛媛県知事宛「埋蔵物発見届」（公文書群２－Ａ）

・明治27年3月24日付妻鳥村から愛媛県知事宛「埋蔵物発見再届」（２－Ｂ）

・明治27年3月24日付妻鳥村長から川之江警察署長宛「保管証」（２－Ｃ）

・明治27年3月29日妻鳥村長から宇摩郡長宛「目録」（２－Ｄ）

『御陵墓記録』（宮内庁陵墓守部所蔵）（公文書群３）

『諸陵寮保管出土品目録　昭和20年　調査係』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：41213）（公文書群６）

**①箱形石棺（東宮山１号箱形石棺）出土品**

一度目の出土は、安政年間である。明治７年（1874）７月２日付春宮神社祠官から愛媛県参事宛「春宮神社取調書類写　皇子御陵之儀ニ付御届」（公文書群１所収）には、「・・凡二十ヶ年程以前御社ノ東方小高處ヲ堀開キ候所五尺余ノ石櫃有之其中ニ幅凡三寸長サ五尺計リノ宝劔穂先キ少シ損シタルト曲玉壺外ニ何トモ知レサル土焼ノモノヲ堀出シ申候其時ヨリ御陵ヲ西方小高キ勝地エ奉遷シ・・」とある。安政年間に春宮神社の東方（実際には北側）から石棺が出土し、そこから遺物が検出されたこと、そしてそれらが春宮神社西側（実際には南側）の高い所に埋め戻されたことがわかる。現在、妻鳥陵墓参考地の墳頂には箱形石棺（東宮山１号箱形石棺）が露出しているが、これが埋め戻された石棺であると考えられる。

また明治14年（1881）１月19日付「宮内省達乙第一號」（公文書群１所収）により、「古来諸王ニテ奉祀ノ子孫無之方々墳墓」について取調べが達せられた。これに対する一連の報告の一つとして、明治14年（1881）10月28日付愛媛県令から宮内省宛「御系譜御用書冊通達ノ儀ニ付上申」（公文書群１－Ａ）がある。ここには、「凡二十七八ヶ年前（筆者注：1853～1854年）左記図ノ如キ四個ノモノヲ堀出シ候」とあり、絵図が添付されている。絵図には４つの遺物が描かれており、「破損シ相成取合如此」（第８図１）、「宝劔　是ヨリ先キ損ス」（第８図２）、「曲玉壺　損シ有之」（第８図３）、「名称不詳　損シ有之」（第８図４）という注記が添えられている。なかでも第８図２は、現在宮内庁書陵部で所蔵する「銅矛」に当たるものと考えられる。この銅矛は、明治27年3月29日付妻鳥村長から宇摩郡長宛「目録」の絵図（公文書群２－Ｄ）（第９図14）にもみられる。上記の公文書からは、石棺は埋め戻されたことが伺えるが、出土品の一部については後に宮内省で収蔵されることになったようである。その他についての詳細は不明である。

**②横穴式石室出土品**

二度目の出土は、明治27年（1894）３月20日から22日にかけてである。３月20日に石室が開口してからわずか９日間で、妻鳥村長、宇摩郡長、愛媛県へと状況が伝えられ、同時に川之江警察署長から愛媛県警部長へも出土遺物の詳細が報告されている。各公文書には出土品目録とともに絵図が掲載されているが、それぞれ記されている遺物の情報が異なっている。

第８・９・10図では、各公文書における出土品の絵図を引用し、出土品ごとに番号を振った。第９図上に公文書群２－Ｄの絵図を掲載したが、これはマイクロフィルムで複写撮影されたものであったため、画質が悪く見づらい。そこで第９図下には、公文書群２－Ｄの絵図を謄写したものである『御陵墓記録』（公文書群３）の絵図をあわせて掲載した。同じ出土品を描いたものであるため、上下では同じ番号を振った。

第１表では、各公文書で記される遺物の情報を整理した。縦には出土品目、横には各公文書の内容を記している。出土品の名称は、４（２）（３）の名称にあわせた。横の各公文書は、左から右に時系列的に配置した。新しい日付の公文書ほど情報量が多くなっていることがわかる。横穴式石室が開口してから、何日かにわけて遺物が取り上げられたことを反映したものであろう。

従来、宮内庁書陵部で妻鳥陵墓参考地出土と認識されてきた遺物は、『諸陵寮保管出土品目録　昭和20年調査係』（公文書群６）の目録に基づいており、1971年の三木文雄による遺物報告もこれに拠っている。公文書群６に記される出土品目録（第１表右端）は、公文書群１、２で記される出土品に全て含まれている。しかし、公文書群６にない出土品が、公文書群１、２には多数記されている。具体的には、絵図にみられる大刀（第８図６、19、21）・不明土器（第８図８、第10図18）・不明金属製品（第９図６、７、15、18、20、

21、22、23)、目録でのみられる「矢ノ根（鉄鏃）」・「石突（錐）」が挙げられる。これらも本来妻鳥陵墓参考地から出土した遺物であった可能性が高い。

三木文雄の報告で言及されなかった遺物が宮内庁書陵部にないか探してみたところ、公文書群１、２の絵図と照合する遺物を複数見つけることができた。飾金具（第８図10、第９図16)、辻金具（第９図６、７)、鏡板（第９図22、23）である。飾金具と辻金具は、1985年に宮内庁書陵部から刊行された『武器・武器・馬具』で既に妻鳥陵墓参考地出土とされており(7)、公文書群の絵図との照合から改めてそれを追認することができた。また、鏡板は従来西塚古墳出土品とされてきた遺物であるが(8)、清喜裕二による公文書調査から指摘されている通り、西塚古墳出土遺物から除外すべきものであり(9)、絵図との照合に矛盾はない。また確度は下がるが、第９図15は西塚古墳出土とされてきた鉄製草摺である可能性があり(10)、これも西塚古墳出土遺物から除外すべきとされるものである。ただ、これについては単純な形状であり他人のそら似である可能性は否めない。他にも、第９図21は鐘形杏葉もしくは壺鐙である可能性があるが、照合できる現物が見当たらないため、推測に止めておく。

これらの検討を踏まえ、想定される本来の出土品構成が第１表の左端に挙げたものである。

ところで本稿の入稿直前に、宮内庁の施設内から古いコンテナが見つかった。その中には、昭和２年８月26日の京都日出新聞、愛媛県の広告、大正13年の宇摩向上協會の文書などに包まれた多数の遺物が入っていた。遺物には広帯二山式冠の円形歩揺と考えられる破片が含まれており、妻鳥陵墓参考地参考地が所在する「宇摩」の文書もみられることから、おそらく当参考地出土品であると考えられる。第１表で現存せずと

第１表　各公文書群に記される妻鳥陵墓参考地出土品

| | 出土品 | 数 | 公文書群 1-A | 2-A | 1-B | 1-C | 2-B | 2-D | 1-D | 1-E | 6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 石棺 | 銅矛 | 1 | 第8図2 | | | | | 第9図14 | | | 銅鉾 |
| | 不明金属製品（現存せず） | | 第8図1 | | | | | | | | |
| | 不明土器（現存せず） | 2 | 第8図3,4 | | | | | | | | |
| 横穴式石室 | 内行花文鏡 | 1 | | 「鏡」 | | 第8図14 | | 第9図13 | 第10図12 | | 内行花文鏡 |
| | 広帯二山式冠 | 1 | | 「天冠」 | 第8図5 | | | 第9図4,5 | 第10図1 | | 金冠破片 |
| | 耳環 | 2 | | 「金鏡」 | | 第8図11 | 「純金環」 | 第9図8,9 | 第10図5 | | 金環 銀環 |
| | 青銅鈴 | 1 | | | | 第8図12 | 「芥子粒」 | 第9図10 | 第10図6 | | 鈴 |
| | 切子玉 | 7 | | 「玉」 | | | 「水晶玉」 | 第9図17 | 第10図8 | | 切子玉 |
| | 管玉 | 3 | | | | | （模式図） | | 第10図11 | | 管玉 |
| | 平玉 | 2 | | | | | 「質不詳玉」 | | 第10図10 | | 銀平玉 |
| | 棗玉 | 1 | | | 第8図7 | | | | 第10図9 | | 棗玉 |
| | 三葉環頭大刀（環頭部） | 2 | | | | 第8図20 | （模式図） | 第9図11,12 | 第10図3,4 | | 柄頭 |
| | 大刀（現存せず） | 多 | | 「太刀」 | 第8図6 | 第8図19<br>第8図21 | | | 「刀剣」 | | |
| | 石突（現存せず） | 6 | | | | | | | 「石突」 | | |
| | 鉄鏃（現存せず） | 多 | | 「矢ノ根」 | | | | | 「矢ノ根」 | | |
| | 横矧板鋲留衝角付冑 | 1 | | 「兜」 | | 第8図13 | | 第9図19 | 第10図7 | | 兜 |
| | 草摺？ | 1 | | | | | | 第9図15 | | | |
| | 馬鐸<br>舌 | 4<br>1 | | | | 第8図9 | | 第9図1,2,3 | 第10図2 | | 馬鐸4<br>附舌1 |
| | 飾金具 | 2 | | | | 第8図10 | | 第9図16 | | | |
| | 鏡板 | 2 | | | | | | 第9図22,23 | | | |
| | 辻金具 | 2 | | | | | | 第9図6,7 | | | |
| | 不明金属製品（現存せず） | 多 | | | | | | 第9図18<br>第9図20<br>第9図21 | 第10図17<br>「品位<br>不詳」 | 第10図21<br>第10図22<br>第10図23 | |
| | 須恵器 壺 | 1 | | 「曲玉壺」 | | 第8図16 | | | 第10図13 | | 壺 |
| | 須恵器 杯 | 3 | | | | 第8図15<br>第8図17 | | | 第10図15<br>第10図16 | 第10図19<br>第10図20 | 蓋身 |
| | 須恵器 高坏 | 1 | | | | 第8図18 | | | 第10図14 | | 高坏 |
| | 不明土器（現存せず） | 多 | | | 第8図8 | | | | | 第10図18 | |

したものが含まれている可能性があるが、精査には時間がかかるため、詳細は次号に補遺として掲載することとする。（土屋）

## （2）箱形石棺出土品

**銅矛**（第 11 図、図版 2）

**残存状態**　部位名称は岩永省三の論考を参考にした[11]。身の上半部が残存しており、袋は欠損している。身の刃部は、右側の中央付近でわずかに本来の面が残存している部分があるものの、他の部分は基本的に欠損している。表・裏面は、所々に引っ掻いたような痕跡はあるが、本来の面の多くが残存している。

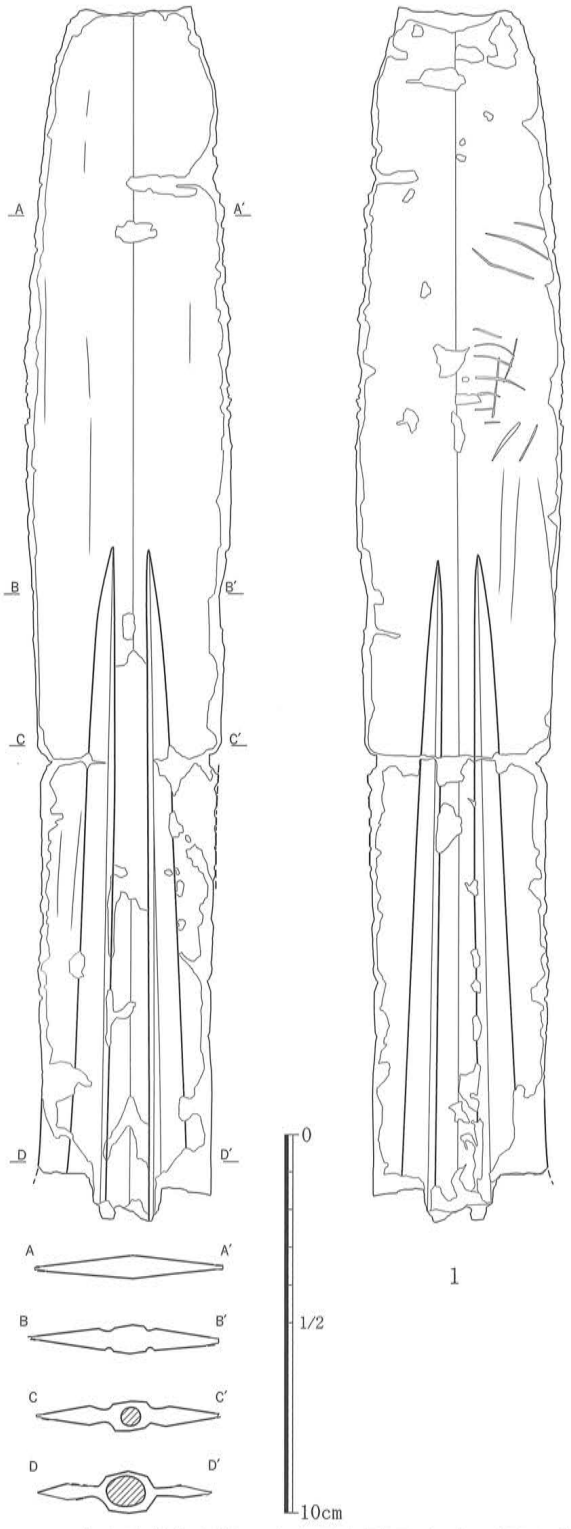

第 11 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（1）　銅矛（1/2）

**形態**　刃部の大部分が欠損しているものの、刃部の欠損面がかなり薄くなっていることから、本来の刃部は現状の外形に近かったと考えられる。現状、鋒のやや下側に最大幅があるが、これは本来の外形を反映したものであろう。

表・裏面ともに、身下側の中心部には背骨状の高まり（脊）があり、脊と刃の間には溝状の樋がある。脊は鋒よりもやや厚くなっている。

袋は残存していないが、脊の断面には楕円形の穴がみられる。穴は鋒方向に行くにつれて徐々に径が小さくなり、少なくとも図上Ｃ－Ｃ′までは続く。ただし、穴の中には内型の土が残っており、実際に長柄が差し込まれたことはなかったようである。

**法量**　残存長 32.1㎝、身最大幅 5.5㎝、樋残存長 17.8㎝、鋒最大厚 0.6㎝、脊最大厚 1.1㎝、脊内部穴最大径 1.1㎝である。

**鋳造・研磨**　鋳上がりは良好である。縦方向の研磨痕が多く残っており、鋒は勿論、樋の部分も丁寧に研磨されている。表・裏面ともに鋒から脊にかけての中心部には、鏑が作り出されている。

**出土地**　明治 14 年 10 月 28 日付愛媛県令から宮内省宛「御系譜御用書冊通達ノ儀二付上申」（公文書群 1 所収）の絵図に描かれた東宮山 1 号箱形石棺出土の「宝剣」（第 8 図 2）は、本例と類似している。この絵図が本例と同一のものであるかついて、吉田広は、絵図の幅と長さが本例と大きく異なることから、慎重な立場をとっている[12]。だが本例は、明治 5 年 10 月 4 日付で半井忠見によってとられた銅矛の拓本（半井梧菴著『愛媛面影』明治 5 年稿本所収、今治市渡辺真八氏所蔵）の形態と一致しており、さ

らに拓本に添えられた文は、「御系譜御用書冊通達ノ儀ニ付上申」と同じ内容を示している。本例は、東宮山１号石棺から出土したものであると考えたい。

**位置づけ**　吉田広分類では中広形銅矛に相当し、弥生時代中期後半のものである[13]。中広形銅矛は北部九州玄界灘沿岸地域が分布の中心であり、南四国でも分布がまとまりがみられるが、瀬戸内側では点在的な分布に留まるとされる。このような中、宇摩地域では他に四国中央市立石例[14]、四国中央市金生川河床例[15]が確認され、瀬戸内地域の中では比較的まとまって分布しているようである。（土屋）

### （３）横穴式石室出土品

**①内行花文鏡**（第 12 図、図版２・３）

鈕座に蝙蝠文をもつ内行花文鏡である。岡村秀典による分類では、蝙蝠座は鈕座を画す圏帯の有無でⅠ式とⅡ式に区分されているが、本例は圏帯のない蝙蝠座Ⅱ式である[16]。

**残存状態**　４片に破損しており、現存しない部分が修補されて接合されている。錆による劣化が激しく、文様の詳細な観察が難しい。X 線透過撮影をおこなったところ、文様を詳細に確認することができたため、図面は X 線写真と実物を見比べながら作成した。

**法量**　現在は欠損部分が修補された状態であるため厳密な数値ではないが、現状の直径は 9.6㎝、厚さは蝙蝠座で 0.3cm、凹帯で 0.2cm、縁部で 0.3cmである。鏡面の反りは 0.3cmである。重量は 121.0 ｇである。

**文様・形態**　鈕座は蝙蝠文座である。上下の蝙蝠文は鈕孔と同じ方向に配置されている。蝙蝠文の弁間にはそれぞれ「長宜子孫」の銘が認められる。銘文の字形は、字画の一部が外反りの刀形に肥厚した装飾的な字形になった岡村分類ｄ類に近い。鈕座と連弧文の間に圏帯はみられない。連弧文は８弧である。連弧間文様はみられない。

連弧文の外周には 0.5㎝の凹帯がみられる。文様のない素文凹帯である。凹帯の厚みは、内区の凹部の厚

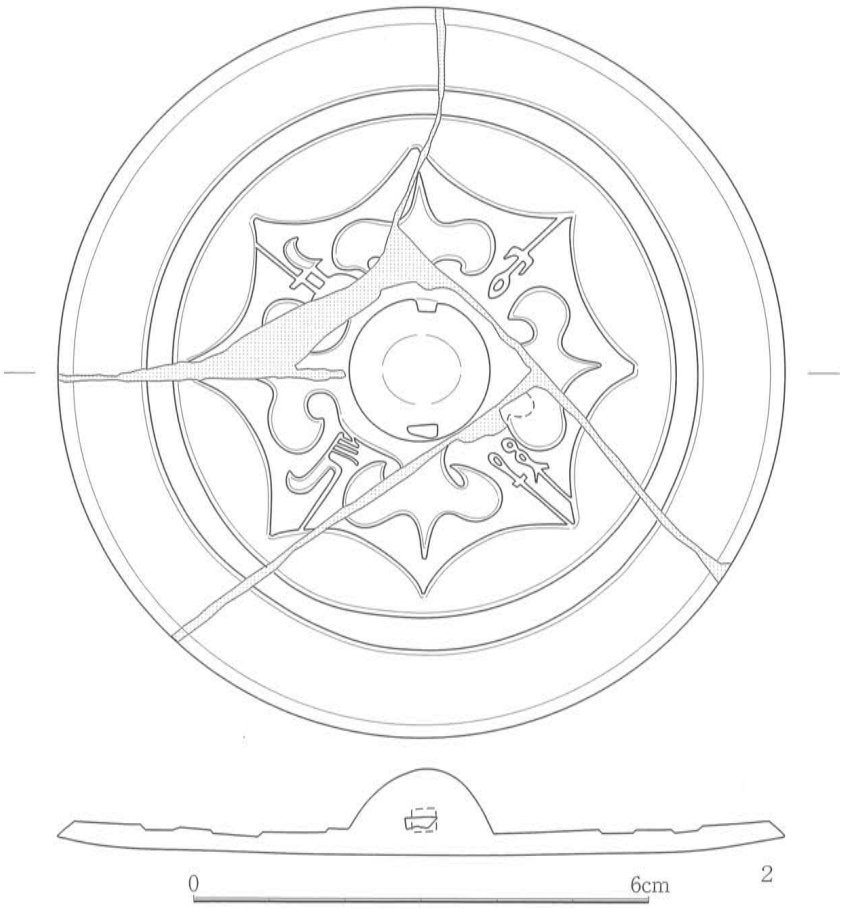


第 12 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（２）　内行花文鏡（1/1）

さとほぼ同じ0.2cmである。縁部は平縁であり、わずかに反りがみられる。

鈕の直径は1.9cm、鏡背面から鈕先端までの高さは0.9cmである。図上、手前側の鈕孔（実線で示した）は、左側に鏡背面からの高まりがあるが、全体として長方形を呈する。鈕孔の下辺は鏡背面よりもやや高いところにある。図上、奥側の鈕孔（破線で示した）は、正方形を呈する。鈕孔の下辺は鏡背面とほぼ同じ高さである。また、部分的にではあるが、鈕と蝙蝠座の間には段差がみられる箇所がある。

**鋳造・研磨**　全体的に錆が多くみられるが、錆のない部分をみると文様ははっきりとしており、鋳上がりは良好である。また仕上げについては、観察可能な縁部、凹部、蝙蝠座は丁寧に研磨されており、わずかに研磨痕がみられる。後世の手ずれのような痕は確認できない。

**位置づけ**　岡村編年では漢鏡６期（２世紀前半）に位置づけられる後漢鏡である。副葬までに長期間伝世されたようである。朝鮮半島南部、日本列島における蝙蝠座Ⅱ式の類例としては、韓国の高興吉頭里雁洞古墳例[17]、島根県岡田山１号墳例[18]、福岡県前田山Ⅰ区９号石棺墓例[19]が挙げられる。

**②広帯二山式冠**（第13図、図版４～６）

全ての部材が金銅製の冠である。帯部が広く二つの山をなす形態であることから、広帯二山式冠と呼ばれている[20]。ここでは、筆者の分類に基づきながら説明する[21]。

**残存状態**　帯部の左側と中央付近に本来の形態が保たれている部分があり、その他の大部分は欠損している。だが、破片が多く残存しており、出土当時は帯部の大部分が本来の形態を保っていたと推測する。ここでは、それぞれの破片を想定される部位の位置にレイアウトした。

**鍍金**　帯部、立飾、円形歩揺、魚形歩揺は表面は鍍金されているが、裏面は鍍金されていない。後述するが、裏面には平織物が付着していることから、外から目につかない部分の鍍金が省略されたようである。

**法量**　大部分が破片となっているため、本来の形態の法量はわからないが、帯部推定最大高12.4cm、帯部推定最大長63.9cmである。

**形態**　帯部は、左右２つの山が別の部材で作られている。左側が上になるよう0.9cmの幅で重ねられ、その部分が鋲留されている。鋲は、蝶形金具の部分に２箇所、蝶形金具上側に２箇所の計４箇所がみられる。鋲脚は裏面でかしめられている。こうして左右２枚の金銅板で二つの山の形が作られている。

帯部中央付近には蝶形金具がみられる。蝶形金具は、横長の部材と縦長の部材の２枚からなる。横長の部材の中央に縦長の部材を巻き付け、２つの鋲で帯部に留められている。横長の部材は欠損しているが、本来は左右が内側に折り曲げられていたと考えられる。筆者の分類でいう蝶形金具３類である。

また、帯部とは分離してしまっているが、立飾と考えられる金具がみられる。外形の多くが欠損しているが、部分的に本来の面を保つ箇所から推測すると、菱形を呈するものであったと考えられる。現状、右側には蹴彫による線文と波状列点文がほどこされている。上側にはみられない。中央付近から下側にかけてには、円形歩揺がみられる。三木文雄による報告では、この立飾を帯部中央部分に接合するものと想定しているが、現状では接合面は確認できず、この立飾がどこに接合されたのかは不明である。菱形を呈する立飾は、兵庫県狐塚古墳例[22]にみられる。これは立飾部分以外の形態がよくわからないため位置づけが難しいが、関連する可能性があるだろう。

歩揺には、円形とともに魚形がみられる。円形は帯部と立飾で広くみられ、とくに帯部の剣菱形の中央には必ずみられる。一方、魚形歩揺は下縁の連続波頭文付近のみに装着されている。多くは欠損しているが、歩揺形態によって装着箇所が異なっていた可能性があるだろう。魚形歩揺は、蹴り彫りによって、眼、口、鰓、背鰭、胸鰭、尾鰭が描かれ、また半円形を一度に打つ鏨によって鱗が描かれている。歩揺をつけた銅線は捩じった後に帯部の孔に通し、帯部裏面で折り曲げることで接合されている。

**文様**　帯部文様は透彫で表現されている。上縁と下縁には、勾玉形と三角形の透かしを連続的にほどこし、波のような形を作り出す「連続波頭文」がみられる。帯部左側は右向き、帯部右側は左向きに連続波頭文が展開する。連続波頭文の形態に沿って蹴彫による線文がめぐり、線文の内側には点文がほどこされる。連続波頭文の上下には波状列点文と線文がほどこされ、帯部中央の文様と区画されている。

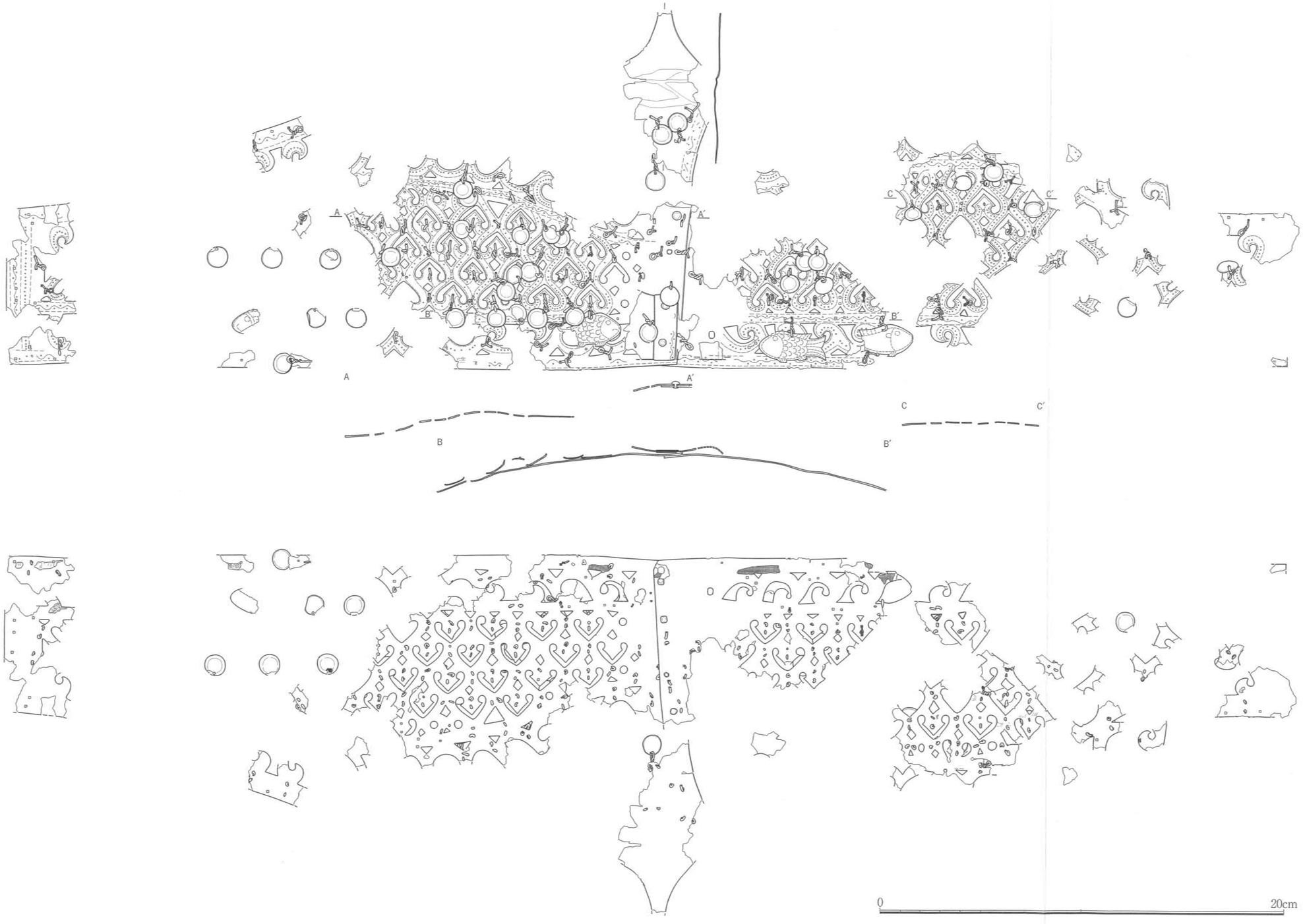


第 13 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（3）　広帯二山式冠（1/2）

帯部内側には、透彫で剣菱の形が作られている。剣菱の上側には逆心葉形の透かしがつき、下側には菱形の透かしがつく。また剣菱の中には、線文と点文によって双葉文の形が描かれている。剣菱の双葉文が、下側の剣菱の囲いに繋がっており、それによって文様が隙間なく続くようにみせている。5（1）で後述するが、剣菱は百済地域の草花文系列冠帽にみられる双葉文の先端部が繋がってできたものである。双葉文が透彫ではなく線文と点文で表現されている点は、草花文系列冠帽の文様の省略化の流れとして解釈することができるであろう。なお、帯部中央付近には透彫がみられない。左右の板の接合を考慮して、省略されたのであろうか。帯部左右端部にも、透彫が省略されている部分がある。

**有機質**　裏面には部分的に平織物の痕跡がみられる。僅かに赤色を呈しており、本来の平織物の色を残している可能性がある。多くの広帯二山式冠の縁側には裏打ち用の小孔がみられるが、本例には裏打ち用の小孔がみられない。しかし、平織物はつけられていたようである。

本例の詳細な位置づけについては5（1）で後述する。

**③青銅鈴**（第14図、図版7）

1点が出土している。以下、鈕に平行する体部の大きさを「体部高」、口に平行する体部の大きさを「体部正面幅」、それと直交する体部の大きさを「体部側面幅」として表記する。体部高1.8cm、体部正面幅1.8cm、体部側面幅1.5cmである。体部高と体部正面幅がほぼ同じであり、体部の表面は円形を呈する。また、体部高と比べて体部側面幅が小さく、体部の側面は楕円形を呈する。

体部下には細帯状の口がみられ、口は体部中央付近まで切れ上がる。鈕の上端は欠損しており、鈕孔の形態は不明である。鈕の側面には鋳張りと思われる縦方向の線がみられ、これは体部の口の一辺に繋がっている。鈕側面の中間と体部にある口の一辺を合わせ目にして、鋳型が配置されたことがわかる。内部には石丸を有する。

類例としては、福井県西塚古墳[23]が挙げられる。また、鈴鏡の鈴の断面形（本稿でいう体部側面幅）は、縦長もしくは正円から扁平へと緩やかに変化することが指摘されている[24]。本例の類例としては、鈴の体部側面幅が小さくなった久呂保村3号古墳出土青銅鏡の鈴が挙げられるだろう。（土屋）

**④耳環**（第14図、図版7）

2点が出土している。4と5は、その形状から耳環として報告するが、4と5のサイズが異なることから、2つがセットでない可能性や、垂飾付耳飾の一部である可能性も考えられる。

4は、直径20から21㎜、厚さ2から2.2㎜の耳環である。平面はほぼ正円形で、断面も円形である。環開口部の片方上部がやや平坦になっている。この平坦部は、材を円形に曲げる際にできた可能性がある。色調は金色である。銀の芯材に鍍金したものの可能性があるが、詳細は分析していないため不明である。

5は、直径18から18.5㎜、厚さ2から2.4㎜の耳環である。平面はほぼ正円形で、断面もほぼ円形である。環開口部の両方上部がやや平坦になっている。この平坦部は、材を円形に曲げる際にできた可能性がある。色調はにぶい金色である。開口部の円形面が黒いことから、銀の芯材に鍍金したものの可能性があるが、詳細は分析していないため不明である。

**⑤平玉**（第14図、図版7）

2点が出土している。7は、直径13.5から14㎜、高さ6.5㎜、材の厚み0.2から0.3㎜の銀製平玉である。断面台形の材を2つ合わせ、蠟付けしている。平面はほぼ円形であるが、立面は隅丸の六角形である。孔は2箇所あり、径は1から3㎜で、外面より穿孔したと考えられる。色調は暗灰色から黒褐色である。

8は、直径13㎜、残存高3㎜、材の厚み0.2から0.3㎜の銀製平玉片である。本来は断面台形の材を2つ合わせ、蠟付けしていたと考えられるが、材の片方しか残っていない。7と同じく本来の平面はほぼ円形で、立面は隅丸の六角形であったと考えられる。孔は1箇所あり、径は1㎜で外面より穿孔したと考えられる。色調は7と同様である。近傍では、新居浜市正光寺山1号墳からも銀製平玉が出土している[25]。（横田）

**⑥棗玉**（第14図9、図版7－5、第2表）

1点が出土している。琥珀製である。最大幅で図示した形態は、比較的整った樽形であるが、幅は一定し

第２表　妻鳥陵墓参考地　石製玉類観察表

| 名　称 | 長さ（直径） | 幅（最大幅） | 素　材 | 穿　孔 | 挿図・番号 | 図　版 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 棗玉 | 1.4 cm | （1 cm） | 琥珀 | 両面穿孔 | 第 14 図 9 | 図版 7 - 5 |
| 管玉 | 1.7 cm | 0.45 cm | 碧玉 | 両面穿孔 | 第 14 図 10 | 図版 7 - 4 |
| 管玉 | 2 cm | 0.4 cm | 碧玉 | 両面穿孔 | 第 14 図 11 | 図版 7 - 4 |
| 管玉 | 1.95 cm | 0.5 cm | 碧玉 | 片面穿孔 | 第 14 図 12 | 図版 7 - 4 |
| 切子玉 | 1.5 cm | （1.3 cm） | 水晶 | 片面穿孔 | 第 14 図 13 | 図版 7 - 6 |
| 切子玉 | 1.6 cm | （1.4 cm） | 水晶 | 片面穿孔 | 第 14 図 14 | 図版 7 - 6 |
| 切子玉 | 1.5 cm | （1.2 cm） | 水晶 | 片面穿孔 | 第 14 図 15 | 図版 7 - 6 |
| 切子玉 | 1.65 cm | （1.4 cm） | 水晶 | 片面穿孔 | 第 14 図 16 | 図版 7 - 6 |
| 切子玉 | 1.7 cm | （1.3 cm） | 水晶 | 片面穿孔 | 第 14 図 17 | 図版 7 - 6 |
| 切子玉 | 1.7 cm | （1.45 cm） | 水晶 | 片面穿孔 | 第 14 図 18 | 図版 7 - 6 |
| 切子玉 | 1.7 cm | （1.3 cm） | 水晶 | 片面穿孔 | 第 14 図 19 | 図版 7 - 6 |

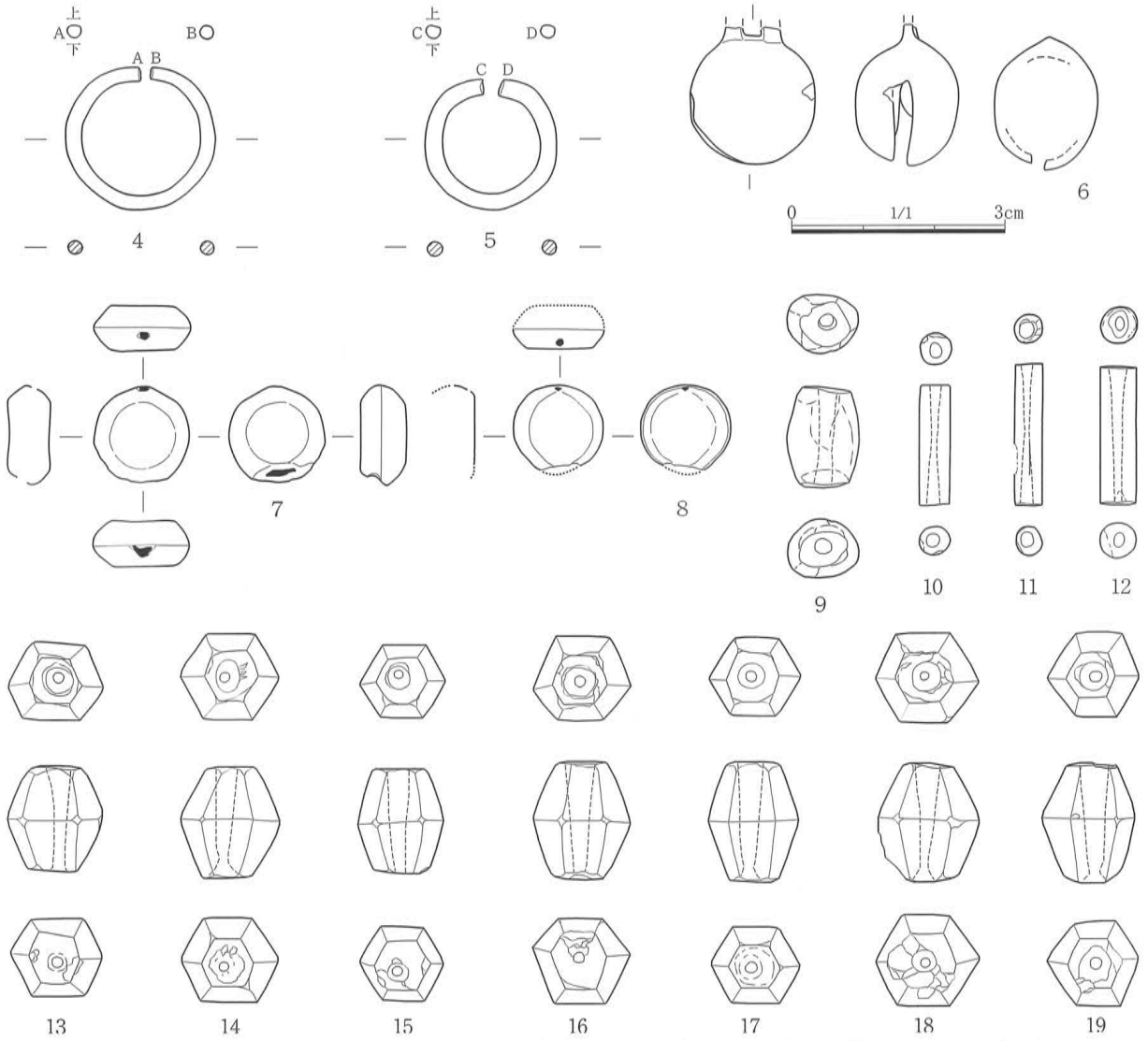


第 14 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（4）　耳環・鈴・平玉・棗玉・管玉・切子玉（1/1）

ておらず、上下面から見るとやや扁平な円形を呈する。数値は第２表に示した。線刻は施されておらず無文である。両面穿孔が行われていると観察される。

**⑦管玉**（第 14 図 10 ～ 12、図版７－４、第２表）

３点が出土している。すべて碧玉製である。整った円筒形を呈する。数値は第２表に示した。10、11 は、灰緑色を呈しており両面穿孔と観察される。12 は、濃緑色を呈しており片面穿孔と観察される。穿孔開始面の孔の形が不整形である点に特徴がある。

**⑧切子玉**（第 14 図 13 ～ 19、図版７－６、第２表）

７点が出土しており、すべて水晶製である。各個体とも比較的整った形態の 12 面体である。大きさに関する数値は第２表に示した。長さは 1.5 ～ 1.7cmの間で、最大幅は 1.2 ～ 1.45cmの間でまとまる。いずれも片面穿孔である。穿孔開始面の穿孔径は３～ 4.5mmを測り、穿孔終了面では１～ 1.5mmである。穿孔終了面は、すべての個体について、孔の周辺が穿孔工具の圧力によって剥離している状況を確認できる。

**⑨横矧板鋲留衝角付冑**（第 15 図、図版８・９）

１点が出土している。鉄製の横矧板鋲留衝角付冑である。全体の形状をよく残しており、外観上ではおおむね完形に見えるが、衝角底板を欠損している。また、腰巻板の左後頭部付近にも一部欠損がみられる。

**構成と法量**　冑鉢本体は、伏板・地板第１段・胴巻板・地板第２段・腰巻板からなる通有の５段構成をとる。各部の計測値は、現存高 15.8cm、全長 26.3cm、最大幅 20.1cmを測る。厚さ 0.1 ～ 0.15cmの鉄板を使用している。鋲は半球形のかしめ鋲で、鋲頭径 0.5 ～ 0.6cm、鋲頭高 0.2 ～ 0.3cm、鋲孔径 0.2cmである。

**三尾鉄**　所蔵資料中には確認されていない。取り付けのための穿孔は、現状では錆のために肉眼での観察はできないが、Ｘ線写真からは図示したような位置に確認できる。

**伏板**　１枚の杓子状の鉄板から作られている。前後の長さは 21.2cm、頂部の左右最大幅は 11.4cmである。衝角部は稜角をなしており、その先端は衝角底板をはめ込むように折り曲げているが、現状では屈曲部において折損している。伏板周縁には地板第１段を留める鋲列がめぐる。現存する鋲は 37 個を数え、これは本来の総数でもある。

**地板第１段**　高さ４～ 4.6cmを測り、横矧板２枚で構成される。冑鉢を正面からみた場合の右側の地板が、背面ほぼ中央で上重ねされている。内面の観察によれば、地板の角は比較的丸く裁断されている。

**胴巻板**　高さ３～ 3.5cm、左右最大幅 16.9cmを測る。重ね合わせは認められず、１枚板が使用されている。上辺に沿って、地板第１段の下端を留める鋲列がめぐる。現存する鋲は 28 個を数える。このほかに鋲頭を欠損したものが２個あり、本来の総数は 30 個である。下辺に沿って、地板第２段の上端を留める鋲列がめぐる。現存する鋲は 31 個を数え、本来の総数でもある。

**地板第２段**　高さ 5.3 ～ 5.6cmを測り、横矧板２枚で構成される。冑鉢を正面からみた場合の右側の地板が、背面ほぼ中央で上重ねされている。内面の観察によれば、地板の角は比較的丸く裁断されている。

**腰巻板**　高さ 3.5 ～ 3.6cmを測る。重ね合わせは認められず、１枚板が使用されている。上辺に沿って、地板第２段の下端を留める鋲列がめぐる。現存する鋲は 35 個を数える。これは本来の総数でもある。衝角底板の連接は、衝角底板の綴じ代によって行われる構造のため、腰巻板そのものは単純な帯金となっている。鏃孔は、現状においては確認できない。Ｘ線画像によっても同様であった。

**衝角底板・竪眉庇**　衝角底板・竪眉庇ともに、完全に欠損しており、辛うじて腰巻き板に鋲留された綴じ代部分が残存するのみである。残存部分から、衝角底板は左右それぞれ綴じ代部分において２個の鋲によって連接されていたことがわかる。

この連接方法は、現段階におけるもっとも新しい川畑純氏の研究では「内接２式」とされたものであり、同氏の整理によれば、これまでの研究の中では、小林謙一氏の「第Ⅱ手法または第Ⅲ手法」[26]、野上丈助氏の「内接先端折り曲げ式」[27]、山田琴子氏の「第２技法」[28]、鈴木一有氏の「Ⅳａ式（鋲留　内接折曲式）」[29]におおむね対応するとされる。また、本個体は同様の連接方法を用いる一群の中ではもっとも新しく位置づけられており、横矧板鋲留衝角付冑の中でも、製作時期は最終段階に近い位置づけとされている[30]。

なお、当参考地出土品中に、その他の武具として別個体の冑、附属具、短甲あるいは小札甲の存在を示すような破片は知られていない。（清喜裕二）

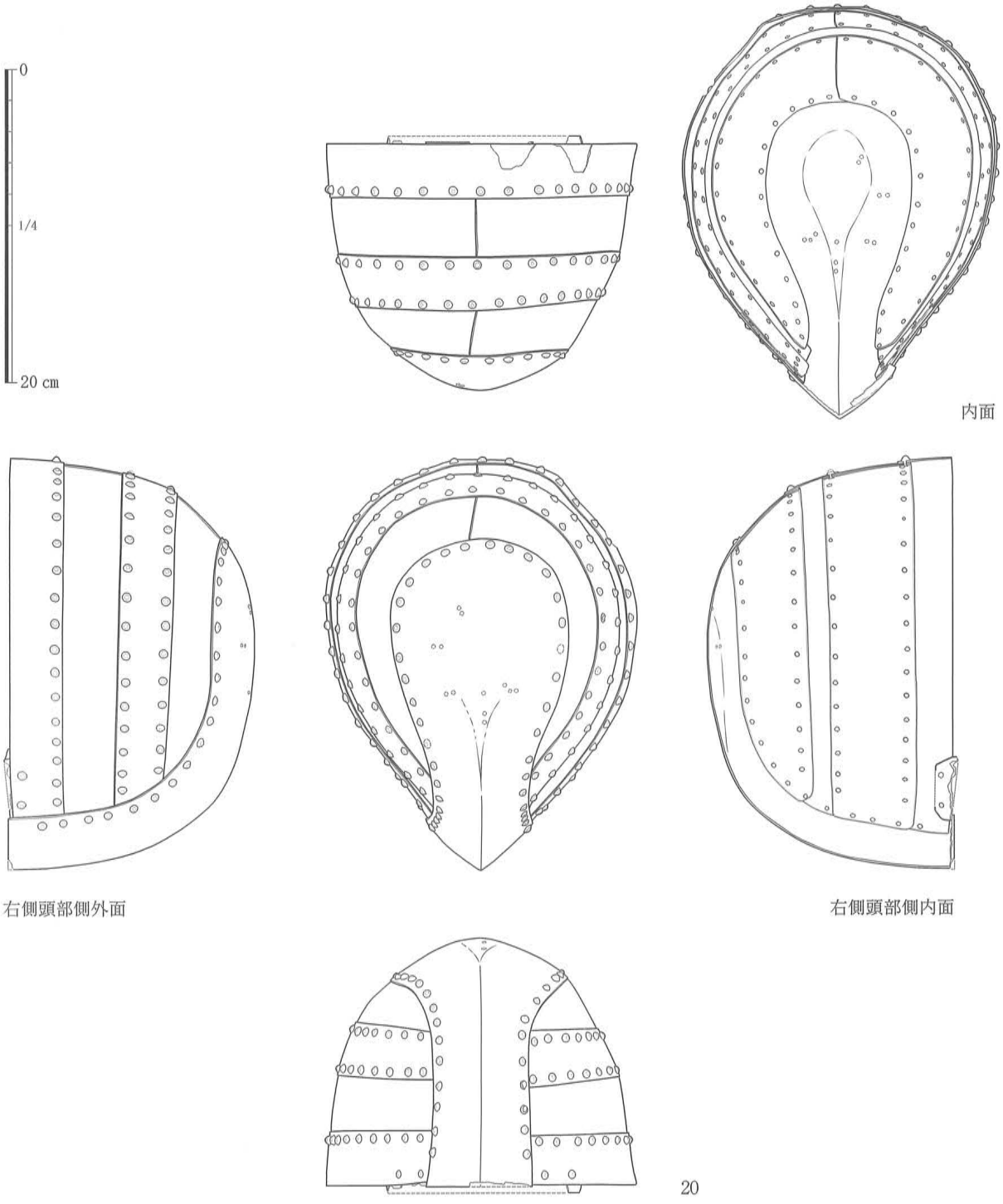


第 15 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（５）　横矧板鋲留衝角付冑（1/4）

**⑩三葉環頭大刀**（第 16 図、図版 6）

大刀の環頭部が 2 点出土している。ともに金銅製であり、中心飾に三葉文をもつ。21 は環頭部高 3.0cm、茎残存高 1.2cm、最大幅 5.0cm、最大厚 0.4cmである。環の最大厚と中心飾の最大厚は同じ大きさであり、環と中心飾は鋳造による一体造であると考えられる。環頭部平面形は上円下方形であり、環の外縁には面取り加工がなされている。茎部は欠損しており、本来の茎部長はわからない。22 は環頭部高 1.7cm、茎残存高 2.2cm、最大幅 3.0cm、最大厚 0.3cmである。21 と同じく、環と中心飾は鋳造による一体造であり、環頭部平面形は上円下方形、環の外縁には面取り加工がなされている。茎部下端は欠損しているが 21 と比べると長く残存している。図上裏面から茎部を鍛打した痕跡がみられ、下方にいくほど薄くなっている。なお、刀身部は現在確認できないが、出土品の来歴で指摘したように、出土当時は刀身部があったようである。この環頭部に対応するものであった可能性があるだろう。

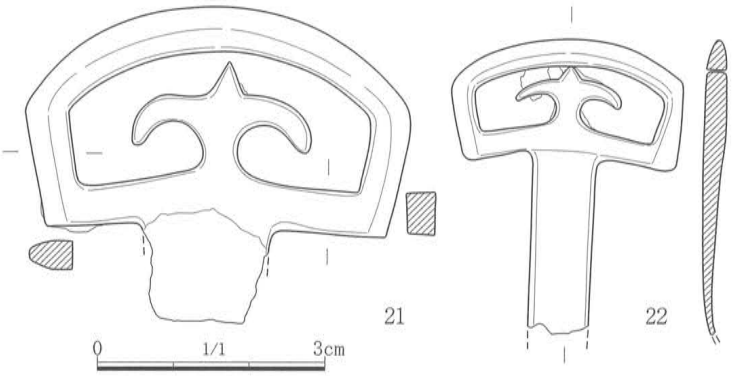

第 16 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（6）　三葉環頭大刀（1/1）

このように、21 と 22 は大きさこそ違えど、製作技法の共通点が極めて多い。いわゆる「母子大刀」であろう。位置づけについては 5（2）で述べる。

（土屋）

**⑪鏡板**（第 17 図 23 ～ 26、図版 12－3・4）

鉄地金銅張の楕円形鏡板である。本誌第 49 号の資料紹介[31]で、妻鳥陵墓参考地出土の可能性を指摘したものであるが、今回の再整理作業で同参考地出土であることが確定するに至ったので、再度掲載しておきたい。

破片数は 4 点である。いずれも直接の接合関係は確認できないものの、同一個体もしくは同じセットで製作されたものであると考えられる。破片の角度などから長軸 10.5cm程度、短軸 8 cm程度の楕円形に復元できると考えられる。座金と縁金の上から金銅版を被せる構造であり、これらを密に配置された鋲で留めている。鋲頭径は 4 mmである。

**⑫辻金具**（第 17 図 27・28、図版 12－7・8）

2 点が出土している。鉄地金銅張の辻金具である。1・2 ともに欠損が著しく、それぞれ平面がやや不整な円形、立面が半球形の台座と脚が 1 つだけ残存している。本来の数は 4 つと考えられる。1 は 2 つの破片に分かれている。接合関係にはないが、破断面における脚の幅がほぼ同じことなどから、同一個体の可能性が高いと判断した。台座は直径が 2 点ともに約 3.5cm、高さが約 1 cmを測り、近似した大きさ・形態を示す。また、不整形ながら透孔をもつ。ただし、現状では付着物が厚く、詳細は不明瞭である。一方で、脚は 1 が方形脚であり、長さ 1.5cm、幅 1.7cm、厚さ 1 mmを測る。中央左よりに鋲が残存しており、鋲頭径は 3.5mmを測る。また、台座に接する位置には中央に沈線が走る責金具が残存している。2 は現存長約 1 cm、幅は 2.1cm、厚さ 2 mmを測る。中央に鋲頭が失われて鋲脚のみが残存している。また、台座に接する位置には中央に沈線が走る責金具が残存している。この 2 点は、近似する要素もあるが、脚については幅や厚み、鋲の配置などに異なる点が認められる。

なお、内面には脚部を中心に布の付着が認められるほか、台座内面には材質が不明の付着物が認められる。

**⑬飾金具**（第 17 図 29、図版 12－5・6）

1 点が出土している。鉄地金銅張の飾金具である。破片が 2 点あるが、大型の破片は本来的に妻鳥陵墓参考地出土であり、小型の破片について本誌第 49 号で鏡板と同様の指摘を行ったものである。2 点は同一個体と考えられる。本個体についても再録しておく。

全体で直径約 12cmのほぼ正円に復元でき、そのうち外周部分は幅約 1.7cmの平らな縁が廻る。中央部分は高さ約２cmの半球形に盛り上がっており、幅１cm程度の並行する筋目が装飾として打ち出されている。その断面は連続して湾曲する波状を呈する。縁には間隔４mmで密に鋲が配置されており、裏面には打ちつけた木質が錆とともに付着している。鋲頭径は６mmである。

**⑭馬鐸**（第 18・19 図、図版 10 ～ 12－１・２）

４点が出土している。すべて銅製である。全体の形態的特徴や装飾文様から、２点ずつの２群に分けられる。以下、便宜上Ａ群（第 18 図 30・31）、Ｂ群（第 19 図 32・33）として、それぞれの群ごとにまとめて記述する。また、文様が鋳出されている面を表面、無文の面を裏面として記述する。

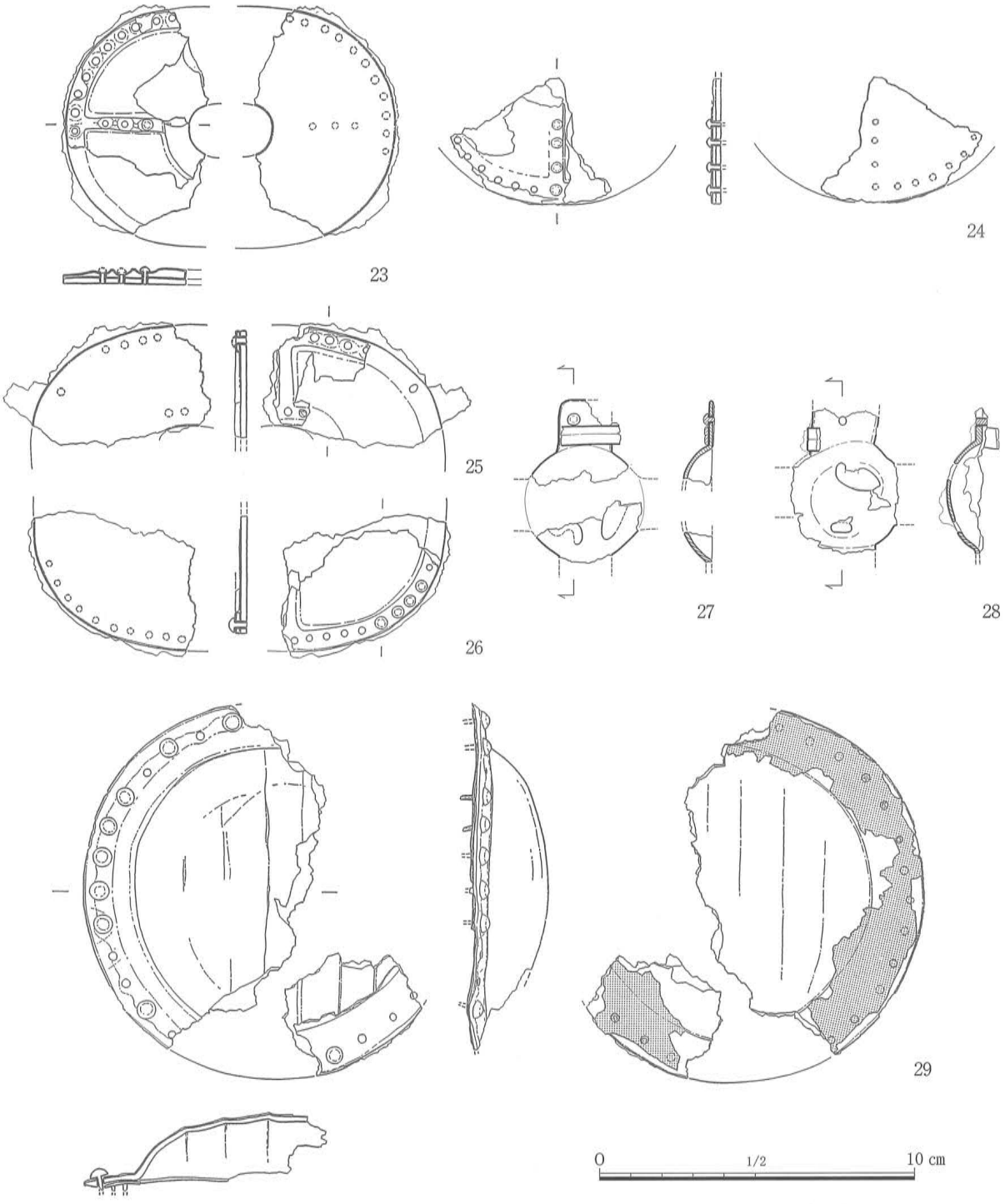


第 17 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（７）　鏡板・辻金具・飾金具（1/2）

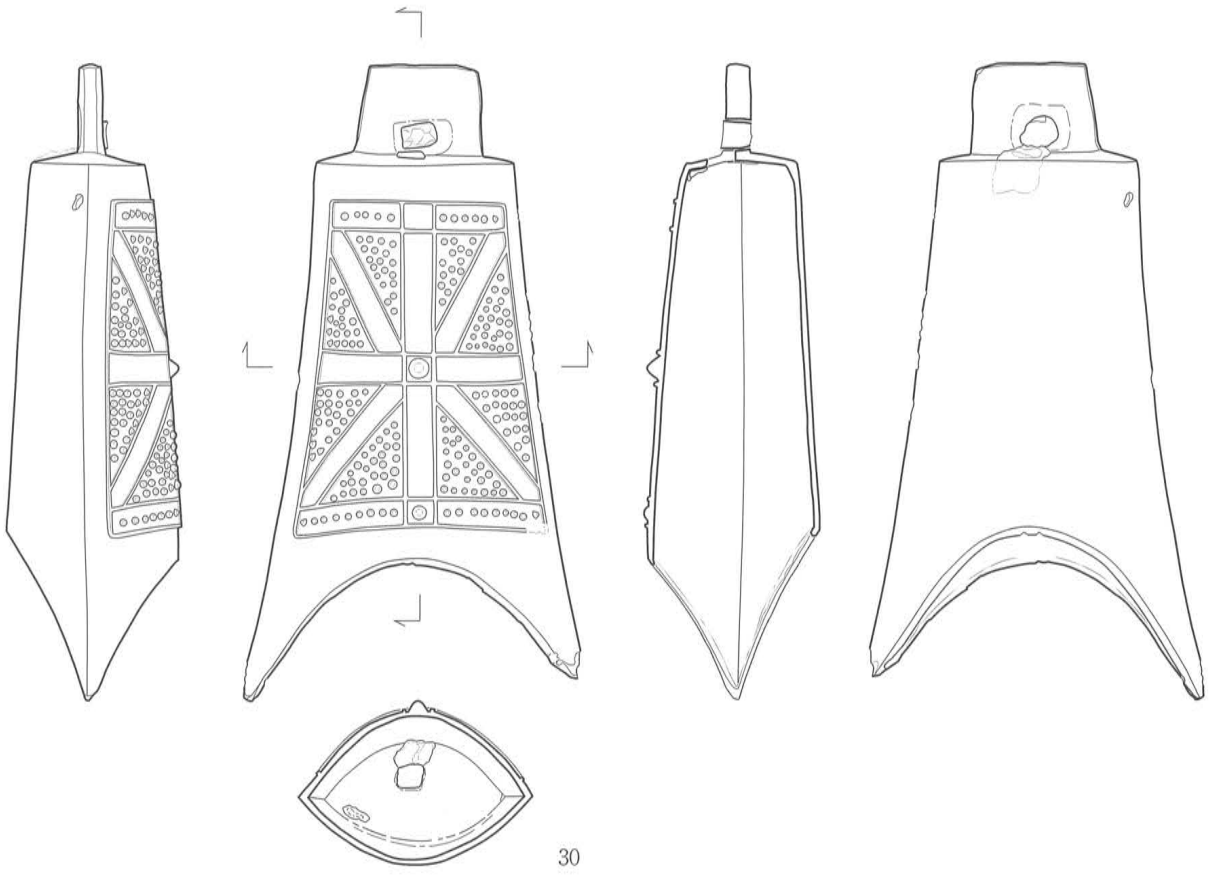


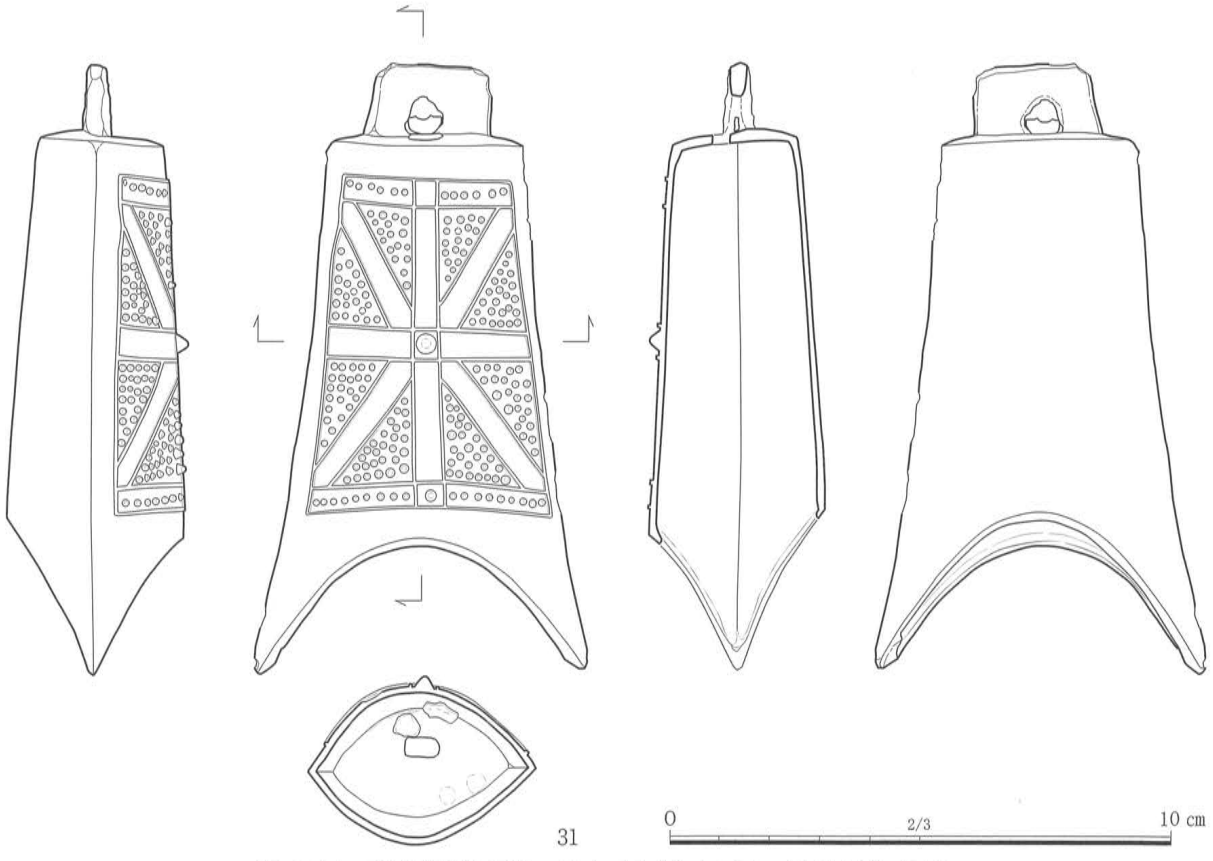


第 18 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（8）　馬鐸Ａ群（2/3）

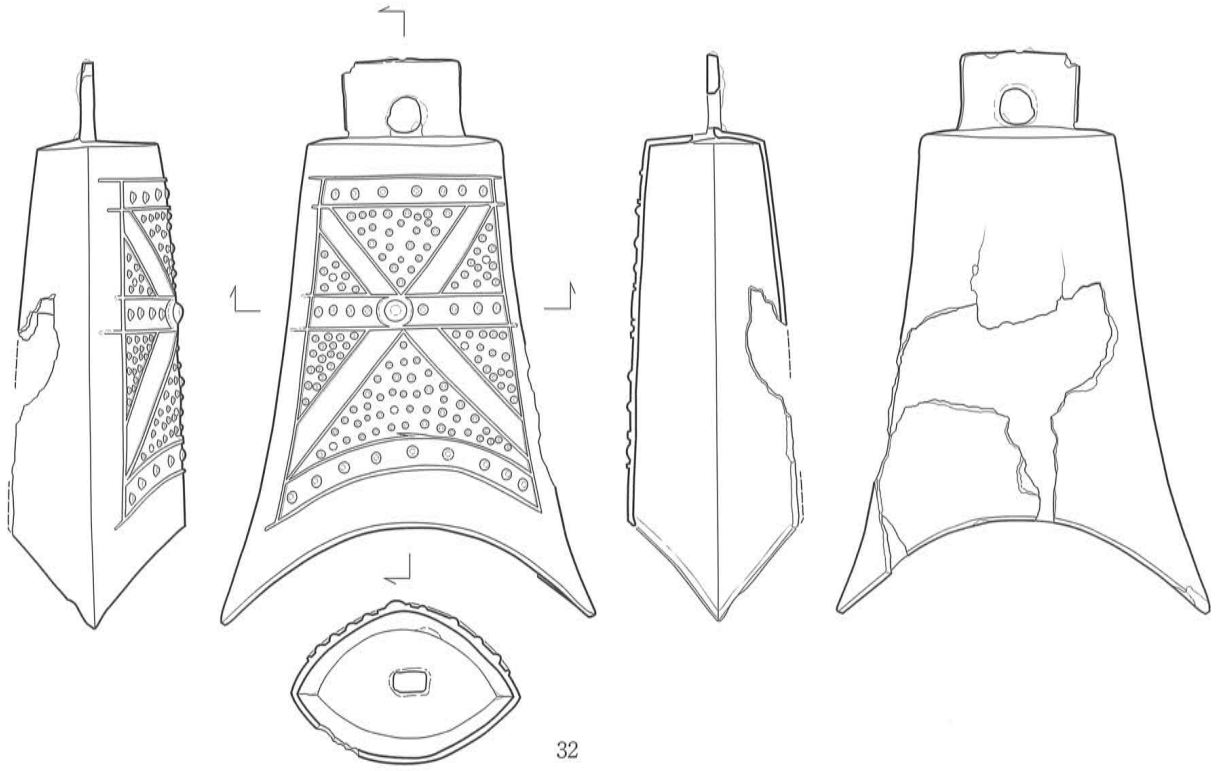


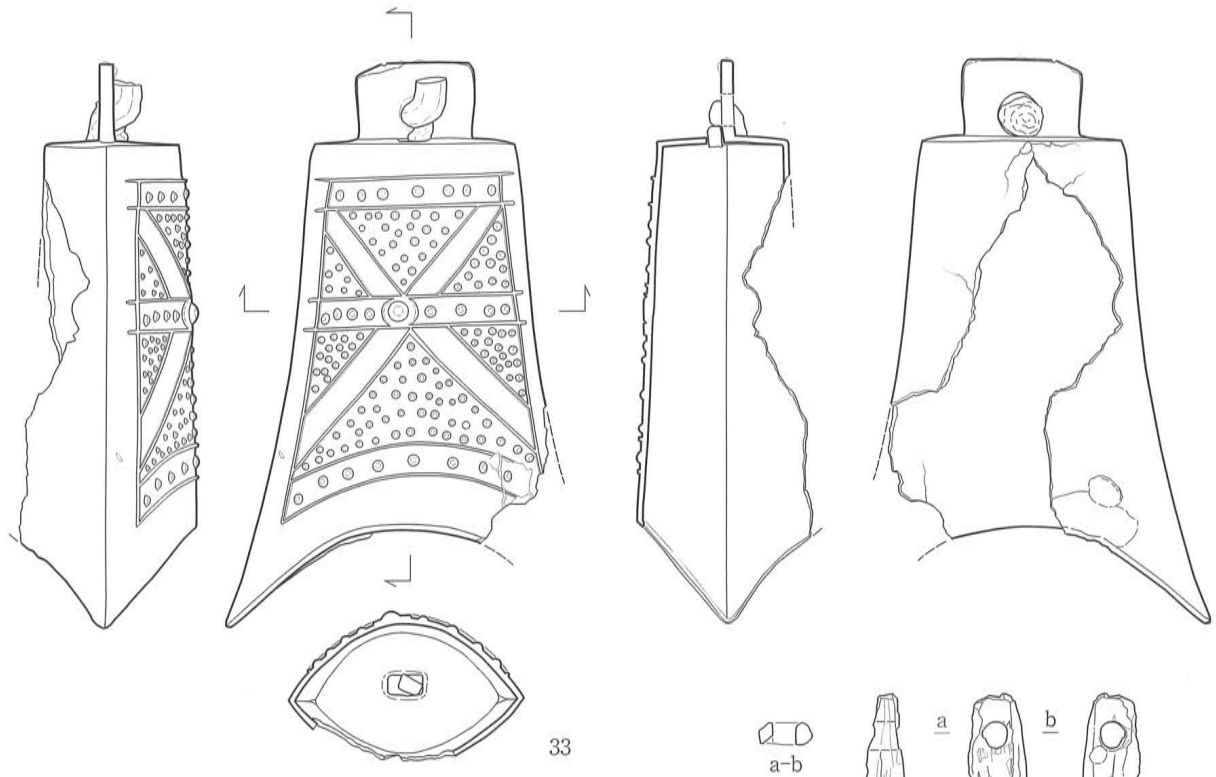


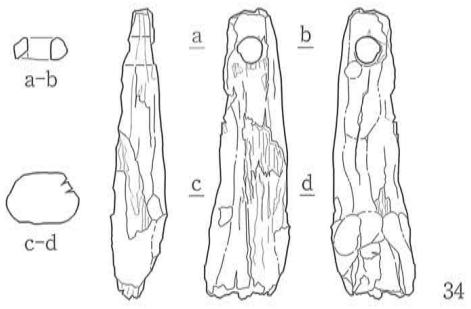


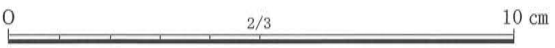


第 19 図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（9）　馬鐸Ｂ群（2/3）

〔A群〕　1で下端のごく一部が欠損する以外は、2点とも完形である。鐸身は、側縁部がごく緩やかに外反して、下端の縁は深く湾曲する形態を示す。横断面は凸レンズ状を呈する。上面には長方形の立聞が付き、吊金具の残片が付着している。その根元に長方形の型持孔が1ヶ所認められる。また、内面には銅片が付着する（図版12－1）。

1は、全長12.5cmを測る。鐸身の長さ10.7cm、鐸身上端幅3.95cm、上端厚2.2cm、下端幅6.7cmである。下端の縁の湾曲は深さ2.7cmで、最大幅も下端部にあり3.4cmを測る。立聞の長さは1.8cmである。

2は、全長12.1cmを測る。鐸身の長さ10.6cm、鐸身上端幅3.9cm、上端厚2.4cm、下端幅6.6cmである。下端の縁の湾曲は深さ2.5cmで、最大幅も下端部にあり3.5cmを測る。立聞の長さは1.5cmである。

数字をみるとわかるとおり、立聞の長さに若干の違いがあるほかは、鐸身の各部位の計測値は非常に近似している。

表面の文様は、突線により区画が設定される。外枠として台形状の枠があり、その中に約5㎜幅の帯状区画が「王」字形に設定される。さらに、「王」字形の中心にある一際大きな珠文で交差するように「X」字形の帯状区画が設定されている。そして、「X」字形の区画により生じた8つの三角形区画の中に珠文が鋳出される。また、「王」字形の上辺と下辺の中にも珠文が鋳出されている。

〔B群〕　3、4ともに裏面の欠損が激しい。そのため、鐸身下半部では部位ごとの計測値が得られない。鐸身は、側縁部がごく緩やかに外反して、下端の縁は湾曲する形態を示すが、深さはA群と比較して浅い。横断面は凸レンズ状を呈する。上面には長方形の立聞が付き、吊り金具の残片が付着している。根元に長方形の型持孔が1ヶ所認められる。2は、型持孔にも鉄残片が付着しており、舌を掛けるための吊り金具の痕跡と考えられる。また、内面には銅片が付着する。

1は、全長11.1cmを測る。鐸身の長さ9.6cm、鐸身上端幅3.9cm、上端厚2.4cm、下端幅7.4cmである。下端の縁の湾曲は深さ1.9cmで、最大幅は不明である。立聞の長さは1.5cmである。

2は、全長11.1cmを測る。鐸身の長さ9.6cm、鐸身上端幅4cm、上端厚2.6cm、下端幅は不明である。下端の縁の湾曲は深さ1.9cmで、最大幅は不明である。立聞の長さは1.5cmである。

A群と同様に、鐸身の各部位、立聞ともに非常に近似した数字を示す。

表面の文様は、突線により下辺が湾曲する台形状の枠が設定される。この時、横の枠線は、外側にはみ出すようにのびている。その中に、幅約5㎜の帯状区画が「三」字形に設定される。さらに枠と「三」字形の中心にある一際大きな珠文で交差するように「X」字形の帯状区画が設定されている。そして、「X」字形の区画により生じた6つの三角形区画の中に珠文が鋳出される。また、「三」字形の各辺の中にも珠文が鋳出されている。珠文は、A群と比較してやや疎らである。

**⑮舌**（第19図34、図版12－2）

1点が出土している。鹿角製と考えられる。表面の風化による剥離等で本来の形状はやや失われた状態にあると考えられる。吊孔のある上方が細く作られており、下方ほど厚み増している。現存長5.7cm、最大幅1.6cm、最大厚1cmを測る。吊孔の径は約5㎜である。

どの馬鐸に付随していたのかは不明であるが、型持孔に吊金具の残片が残ることから、B群の2が候補として挙げられよう。（清喜）

**⑯須恵器**（第20図、図版13）

8点が出土している。ここでは、石室内より出土した須恵器について述べる。41は三木報告で土師器として報告されたものだが、その調整や形状から、焼成がやや不良の須恵器と考えられるため、須恵器に含めた。これらの型式的位置づけについては、調査成果の検討で述べる。

35は、器高4.6cm、器径14.8cm、口縁部径14.6cmの坏蓋である。外面調整には回転ナデの後、上部に回転ケズリを施す。内面調整には回転ナデの後、一方へのナデを施す。外面の回転ケズリは、器が正位置の状態で、時計回りの回転方向に対して、下から上へとおこなったものである。口縁端部は小さく外反し、丸く収める。外面中程に明瞭な凹線がみられる。色調は灰白色から灰色で、焼成はやや不良である。

36は、器高4.7cm、器径15.05cm、口縁部径14.6cmの坏蓋である。外面調整には回転ナデの後、上部に回転ケズリを施す。内面調整には回転ナデを施す。外面の回転ケズリは、器が正位置の状態で、時計回りの回転方向に対して、上から下へとおこなったものである。内面の回転ナデは、器が上下逆転の状態で、時計回りの回転方向に対しておこなったものである。口縁端部は小さく外反し、段を有する。外面中程に明瞭な凹線がみられる。色調は灰色で、焼成は良好である。

37は、器高4.8cm、器径15.25cm、口縁部径14.6cmの坏蓋である。外面調整には回転ナデの後、上部に回転ケズリを施す。内面調整には回転ナデの後、不定方向へのナデを施す。外面の回転ケズリは、器が正位置の状態で、時計回りの回転方向に対して、上から下へとおこなったものである。内面の回転ナデは、器が上下逆転の状態で、時計回りの回転方向に対しておこなったものである。口縁端部には段を有する。外面中程に明瞭な凹線がみられる。色調は灰色で、焼成は良好である。

38は、器高5.05cm、器径15.05cm、口縁部径13cm、受部径14cmの坏身である。外面調整には回転ナデの後、下部に回転ケズリを施す。内面調整には回転ナデの後、一方へのナデを施す。外面の回転ケズリは、器が上下逆転の状態で、時計回りの回転方向に対して、上から下へとおこなったものである。口縁端部は丸く収める。口縁部の内面下部に明瞭な凹線がみられる。色調は灰色から暗灰色で、焼成は良好である。

39は、器高4.8cm、器径15.3cm、口縁部径13.3cm、受部径14.4cmの坏身である。外面調整には回転ナデの後、下部に回転ケズリを施す。内面調整には回転ナデの後、一方へのナデを施す。外面の回転ケズリは、器が上下逆転の状態で、時計回りの回転方向に対して、上から下へとおこなったものである。回転ナデは、器が正位置の状態で、時計回りの回転方向に対しておこなったものである。口縁端部は丸く収める。口縁部の内面下部に明瞭な凹線がみられる。色調は灰色で、焼成はやや不良である。

40は、器高5.1cm、器径15.1cm、口縁部径13.3cm、受部径14.15cmの坏身である。外面調整には回転ナデの後、下部に回転ケズリを施す。内面調整には回転ナデの後、一方へのナデを施す。外面の回転ケズリは、器が上下逆転の状態で、時計回りの回転方向に対して、上から下へとおこなったものである。口縁端部は丸く収める。口縁部の内面下部に明瞭な凹線がみられる。色調は灰色で、焼成は良好である。

41は、器高10.9cm、器径14cm、脚部径9.6cmの高坏である。坏部の外面調整には回転ナデの後、下部に回転ケズリを施す。坏部の内面調整には回転ナデを施す。外面の回転ケズリは、坏部が上下逆転の状態でおこなったものと考えられる。脚部の内・外面調整には回転ナデを施すが、坏部との接合時に坏部の回転ケズリ

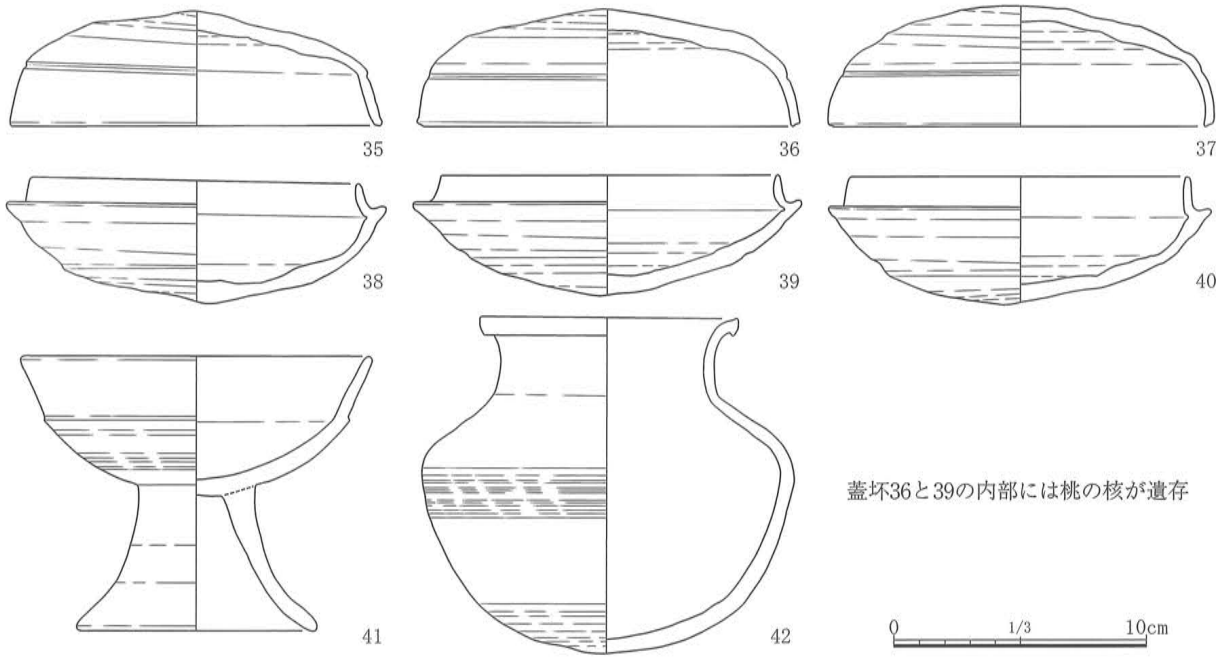


第20図　妻鳥陵墓参考地　出土品実測図（10）　須恵器（1/3）

痕を上からナデ消している。口縁と脚の端部は丸く収める。既報では丸いためか、脚端部のない表現だが、実際は残っていた。坏部中程に段を有する。色調は黄褐色から暗赤褐色で、焼成はやや不良である。

42は、器高13.4cm、器径14.7cm、口縁部径10.2cmの壺である。外面調整には回転ナデの後、体部中程と下部に回転ケズリを施す。内面調整には回転ナデを施す。外面の回転ケズリは、器が上下逆転の状態で、時計回りの回転方向に対しておこなったものである。口縁端部は上下に短くのびる。色調は黄灰色から灰色で、焼成は良好である。（横田）

## 5　調査成果の検討

### （1）広帯二山式冠の位置づけ（第21図）

広帯二山式冠は欠損によって大半が失われることが多いが、本例は比較的残存状態の良好な珍しい事例である。ここでは筆者の検討成果に基づきながら[32]、本例の位置づけを示す。

まずは時期的特徴として、蝶形金具に注目する。筆者の分類でいうと3類（本体の左右両端を内側に折り返し、中央に縦方向の帯状板をつけるもの）にあたり、広帯二山式冠では滋賀県鴨稲荷山古墳例と鳥取県長者ヶ平古墳例に同様の特徴がみられる。蝶形金具3類はTK10古段階型式期以降にみられる。

次に文様系列の特徴として、帯部の透彫文様に注目する。帯部の上下縁には連続波頭文、その他の大部分には剣菱形透がみられる。筆者の分類では、透彫B類（獣文もしくは植物文を透彫で描き出した帯部をもつもの。上下縁のどちらかに連続波頭文の透彫がほどこされる。）に属する。連続波頭文の透彫をもつ広帯二山式冠は、茨城県三昧塚古墳例[33]（第21図1）、京都府物集女車塚古墳例、兵庫県長尾・タイ山1号墳例、愛媛県正光寺山1号墳例が挙げられる。この文様は、百済の冠帽と飾履に多くみられる「C字形瘤付二叉紋（もしくは火焔文）」が倭の製作者によって模倣されたものであるという見解があり[34]、筆者もそのように考えている[35]。

また剣菱形透彫には類例がないが、剣菱の中には彫金で双葉文が描かれており、類例が冠帽の文様にみられる。それは、朝鮮半島中西部地域（百済地域）に分布する草花文系列冠帽[36]であり、LEUUMサムソン美術館所蔵品、高興吉頭里雁洞古墳例、國立慶州博物館所蔵の菊隠李養寄贈品例、陜川玉田23号墳例、華城郷南邑料里例（第21図2～6）が挙げられる[37]。筆者は、本例を「草花文系列冠帽」の省略化の流れで解釈した（第21図7）。

このように、本例は帯部の文様からみて百済の冠帽からの影響がみてとれる。連続波頭文の解釈とあわせると、本例は百済の冠帽・飾履の文様を変形させて、倭で製作されたものであると考えられる。広帯二山式冠の出現過程を考えるうえで、重要な事例である。（土屋）

### （2）三葉環頭大刀の位置づけ（第22図）

三葉環頭大刀は、金宇大による環頭部分類の三葉2式（平面形が上円下方形で、環の厚さが5mm未満のもの）にあたるもので、三葉B群という大刀群に用いられるものである[38]。金宇大によると、三葉B群は3期から4期（5世紀後葉以降）の新羅で多く出土し、類例は達西飛山洞37号墳第2石槨例（第22図2）、義城大里里3号墳2槨例、蔚山早日里35号墳例（第22図1）、蔚山早日里49－2号墳例が挙げられる。三葉B群は、装具自体が有機質製の部材のみで構成されていたものもあり、装飾が簡素であるという。本例に環頭部以外の部材がみられないのは、このためであろう。母子大刀という本例の特徴も新羅に多くみられるとのことであるから、本例は新羅で製作された可能性が高いと考えられる。

日本列島で同じ特徴をもつ事例はないが、関連するものとしては宮崎県山の神塚古墳（持田26号墳〔旧28号墳〕）例（第22図3）が挙げられる[39]。数少ない日本列島での類例であるため、やや詳しく検討する。金宇大の成果を考慮すると[40]、山の神塚古墳例の環頭部形態は三葉1式であり、新羅に多く分布する三葉A群にみられる特徴である。また、責金具文様、柄間板の打ち出し文様と固定方式、中心飾部を別造りにする製作技法、鉄地銀張製という装飾は、朝鮮半島西南部の栄山江流域に多く分布する三葉I群と共通する。金宇大は三葉A群を新羅、三葉I群を大加耶の工人によって製作されていたものであると考えている。すなわ

ち、山の神塚古墳例は両地域の特徴が混じった事例であると考えられる。甲斐も指摘するように、製作地の判断は難しい。

妻鳥陵墓参考地例と山の神塚古墳例の環頭部を比較すると、上円下方形の環頭部をもつ母子大刀であるという点は共通しているが、後者は鉄地銀張製であり、中心飾部を外環に差し込む別造りによるものであるから、異なる点も多くみられる。これは製作地の違いに起因するものであろう。妻鳥陵墓参考地例は、日本列島で数少ない新羅からの舶載品である可能性が高いと考える。（土屋）

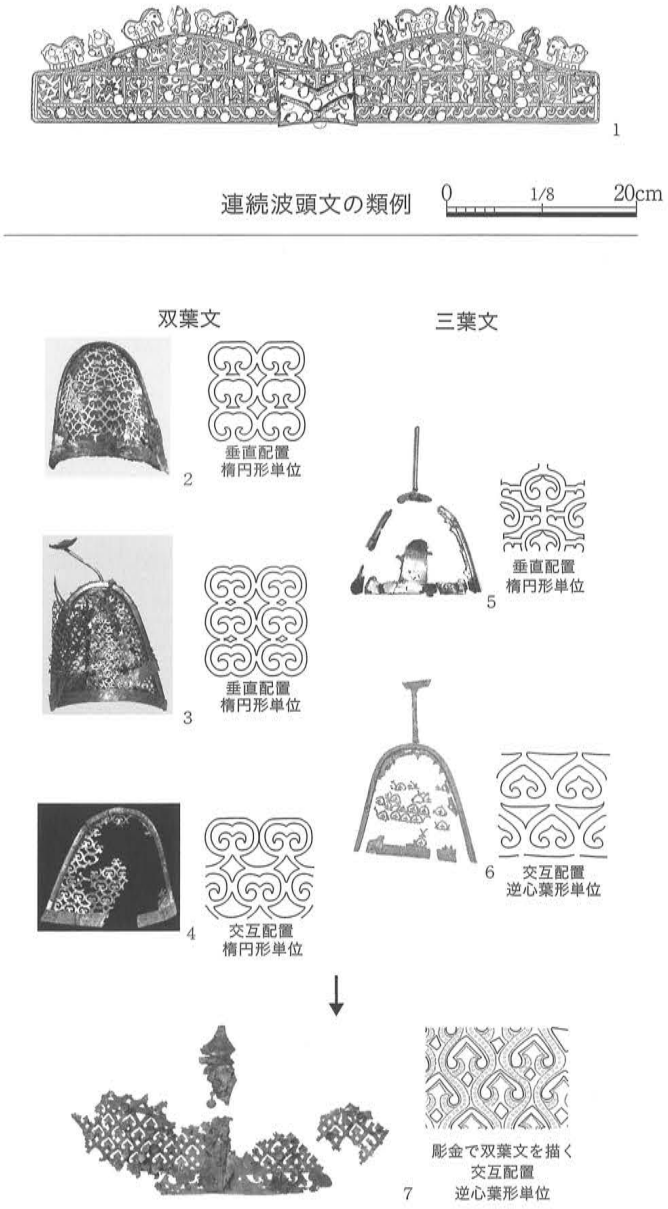


1. 茨城 三昧塚古墳　2.LEUUM サムソン美術館所蔵品　3. 高興 吉頭里雁洞古墳
4. 菊隠李養寄贈品　5. 陝川 玉田 23 号墳　6. 華城 郷南邑料里
7. 愛媛 妻鳥陵墓参考地

第 21 図　妻鳥陵墓参考地
広帯二山式冠にみられる透彫文様の類例（1 は 1/8、その他は縮尺不同）

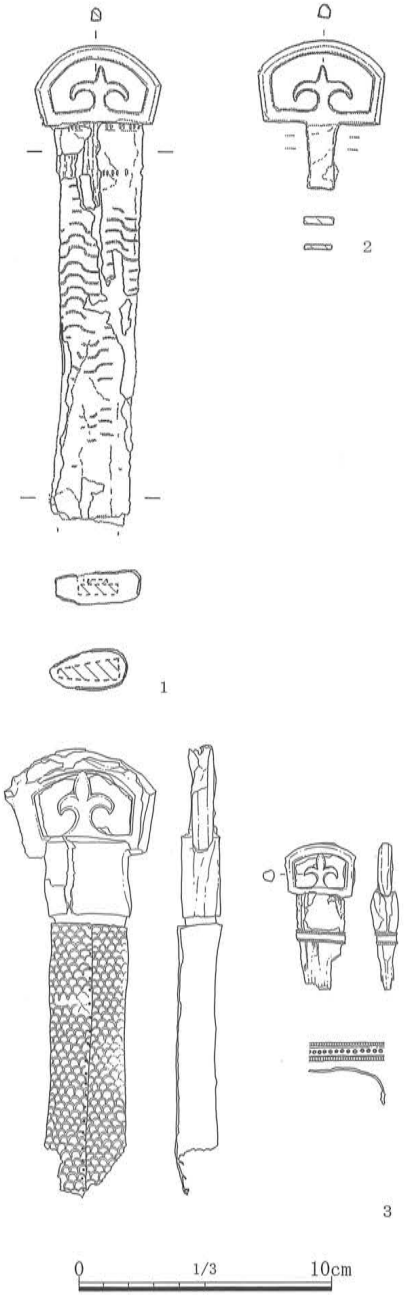


1. 蔚山 早日里 35 号墳
2. 遠西飛山洞 37 号墳第 2 石槨
3. 宮崎 山の神塚古墳

第 22 図　妻鳥陵墓参考地
三葉環頭大刀の類例と関連事例（1/3）

## （3）妻鳥陵墓参考地の須恵器について

### ①はじめに

ここでは、まず妻鳥陵墓参考地の須恵器型式を考える前提として、愛媛県で最初に横穴式石室墳が築かれる田辺昭三のＴＫ 23・47 型式[41]期から、最後に横穴式石室墳が築かれる西弘海の飛鳥Ⅲ[42]期までの古墳副葬須恵器の変遷について概観し、その後、当参考地出土須恵器の型式的位置づけと生産地の検討をおこなう。なお、須恵器の変遷を考えるにあたっては、古墳出土資料のなかでも、器種に多様性がありつつも一括性が高いものを選び、窯跡やその他の遺跡出土資料を補助的に用いた[43]。坏類の呼称については、坏Ｈ・坏Ｇ・坏Ｂというように、ほぼ西弘海の分類に従った。

### ②愛媛県における古墳副葬須恵器の変遷について（第 23・24 図）

**ＴＫ 23・47 型式期**　前代に比べて、坏Ｈの器径が小さくなり、坏蓋頂部および坏身底部が丸みを帯びる物が主体となる。器種は前代から続くものが多く、無蓋高坏・有蓋高坏・器台・壺・甕・瑞などがある。壺・甕の口縁部は、前代に多かった上下につまみ上げるものから、若干丸みを帯びたものが多くなる。壺には、非陶邑系とされる口縁部が直線的で、口縁部中程に凸線、その下と体部上方に波状文を施す壺に系譜をたどるものもあるが、この段階では波状文はなく、口縁部も短くなっている。瑞の底部は、前代に比べるとやや丸くなる。この時期の古墳としては、松山市の斉院茶臼山古墳、徳利山古墳などがある。

**ＭＴ 15 型式期**　前代のＴＫ 23・47 型式期に比べて、坏Ｈの器径が大きくなり、坏身の立ち上がり部分が僅かに内傾するものが主体となる。坏蓋の口縁端部の段や坏身の受部立ち上がり端部の段は、前代よりも不明瞭となる。器種は前代から続くものがある一方で、新しい器形のものが多く出現する。

無蓋高坏では、前代からの系譜にはない、坏部が小さく長い脚部に１段スカシがあるものが出現する。器台では、前代からの「ハ」の字に開く脚部形状を踏襲しつつも、前代よりも脚部が高く伸びる。そのほかに器台では、畿内地域の場合、筒形器台に似て垂直の基部上より斜面となり、その上から垂直に伸びる脚部をもち、坏部が大きい器形が出現する。筒形器台は、この時期までみられる。瑞の底部は、前代に比べるとやや丸くなる。壺・甕の口縁部は、前代に比べて丸いものが多くなるが、前代からの高坏の脚端部形状と似るものもある。この時期特有の器形には、口縁部が上に広がり、体部が下膨れになる平底の壺がある。この時期の古墳としては、松山市の三島神社古墳、溝辺１号墳、四国中央市の四ツ手山古墳などがある。

**ＴＫ 10 型式期**　前代のＭＴ 15 型式期に比べて、坏Ｈの器径が大きくなり、坏身の立ち上がり部分が内傾するものが多くなる。坏蓋の口縁端部の段や坏身の立ち上がり端部の段は、前代よりも不明瞭となる。

器種は前代から続くものが多いが、無蓋高坏の長脚化や大型化、瑞頸部から口縁部の長大化といったように、坏Ｈも含めて、器種を超えた大型化が進行する。有蓋高坏では、前代からの系譜にはない、脚部に２段スカシをもつものが出現する。壺・甕の口縁部は、前代に比べて丸いものが多くなるが、高坏脚端部形状と似るものもある。小型の壺はこの時期まで、底部にタタキ痕を残すものがある。この時期の古墳としては、松山市の桜谷古墳、伊予市の上三谷原古墳などがある。

**ＭＴ 85 型式期**　坏Ｈでは、前代のＴＫ 10 型式期に比べて、高さが坏蓋・坏身ともに低くなるものが主体となり、坏身の立ち上がり部分が前代より小型化するものが多くなる。坏蓋の口縁端部の段や坏身の立ち上がり端部の段は前代よりも不明瞭となり、段が残らないものがほとんどとなる。

器種は前代から続くものが多いが、有蓋高坏の脚部上端幅の狭小化および長脚化や大型化、瑞頸部幅の狭小化、頸部から口縁部の長大化といったように、一部器種の大型化や形状変化が同時に進行する。無蓋高坏では、おそらく前代からの２段スカシをもつ有蓋高坏の影響によって、脚部に２段スカシをもつものが出現する。脚部に１段スカシをもつ無蓋高坏は、この時期でほぼみられなくなる。

壺・甕の口縁部は、前代に比べて丸いものが少なくなり、高坏脚端部形状に似て丸みを帯びつつも上下にやや伸びるものが多くなる。また、壺では肩部が張るものが多くなる。提瓶は、前代まで環形取手がつくものが多いが、この時期から体部上方に鉤形の取手がつくものの副葬が増える。この時期の古墳としては、四国中央市の経ヶ岡古墳（第 25 図）、松山市のかいなご２号墳（第 26 図）などがある。

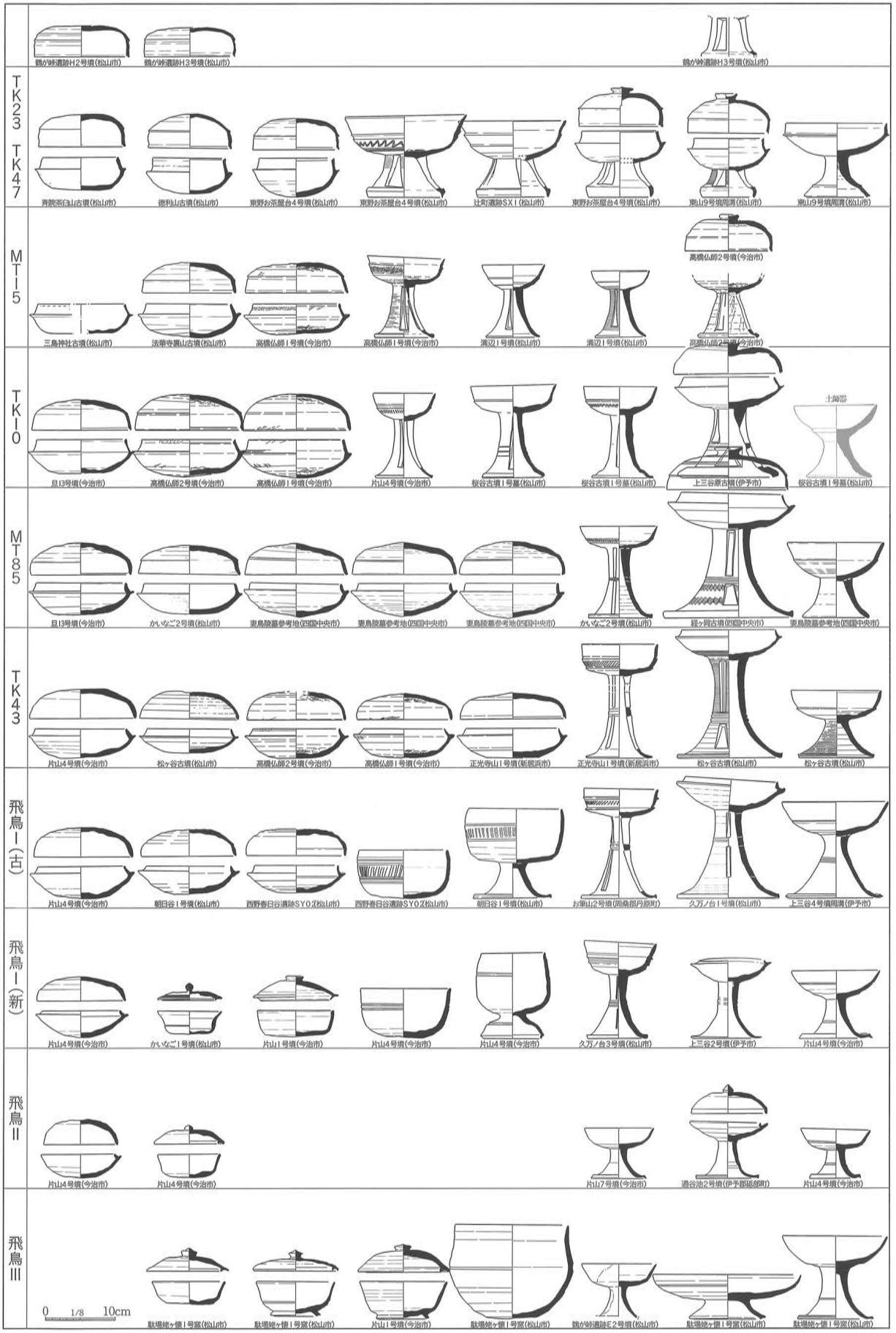


第23図　妻鳥陵墓参考地　愛媛県における須恵器の変遷（1）

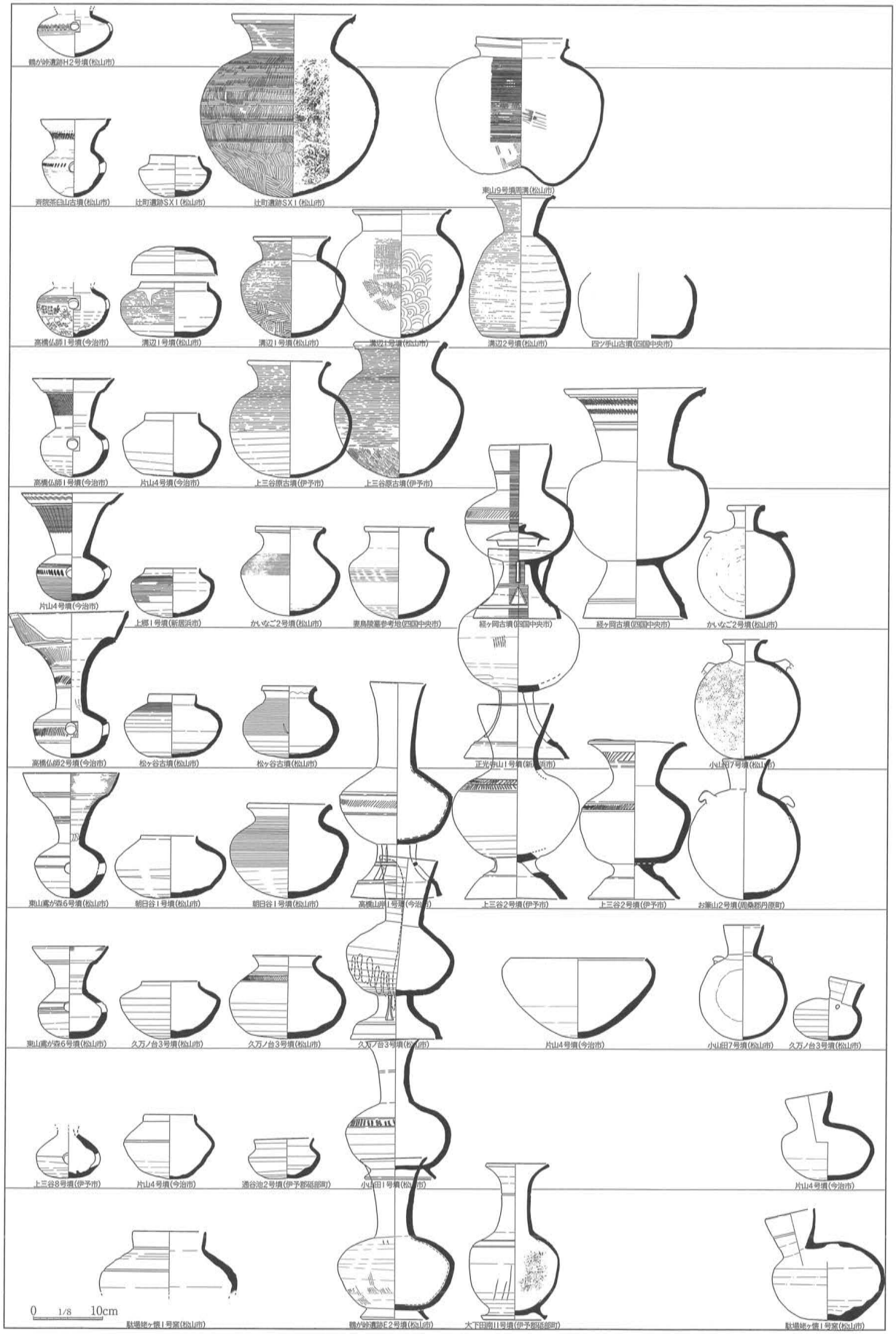


第 24 図　妻鳥陵墓参考地　愛媛県における須恵器の変遷（2）

**ＴＫ 43 型式期**　坏Ｈでは、前代のＭＴ 85 型式期に比べて、坏身の立ち上がり部分が前代より小型化し、より内傾するものが多くなる。前代まで坏蓋の頂部から口縁部の屈曲する箇所にあった凹線は不明瞭となり、凹線が残る坏蓋はみられなくなる。ただし、この時期の有蓋高坏の蓋は、凹線が残るものが多く、また坏部の立ち上がりも坏Ｈのものに比べて古相を呈するものが多い。

器種は前代とほぼ同じであるが、ＭＴ 85 型式期の脚付器種に多かった波状文や列点文などの装飾は、前代よりも減少する。また、前代に続いて有蓋高坏の脚部上端幅の狭小化および長脚化、鐎頸部の狭小化、頸部から口縁部の長大化といったように、一部器種の大型化や形状変化が同時に進行する。壺・甕の口縁部は、前代に比べて高坏脚端部形状に似て丸みを帯びるものは少なくなり、端部に面をもつものが多くなる。

脚付直口壺では、体部が丸いものが多くなる。畿内地域では、この時期まで立ち上がり部分をもつ有蓋脚付壺がみられる。この時期の古墳としては、松山市の松ヶ谷古墳、新居浜市の正光寺山１号墳などがある。

**飛鳥Ⅰ期（古相）**　坏Ｈでは、前代のＴＫ 43 型式期に比べて、器径の縮小するものが主体となる。坏身の立ち上がり部分は、前代より小型化し内傾するものが多くなる。この時期の有蓋高坏の蓋は、前代に続いて外面に凹線が残るものがあるが、凹線がないものもある。器種は前代とほぼ同じであるが、無蓋高坏などの脚付器種は、列点文などの装飾が簡略化され、やや小型化するものが多い。坏Ｈや脚付器種だけでなく、鐎についても小型化するものが多くなる。また、有蓋高坏では、脚部の２段スカシのうち、下段に三角形スカシが残るものがあるが、この時期の畿内地域では、下段の三角形スカシはほぼなくなっている。下段の三角形スカシは、飛鳥Ⅰ期以前から須恵器窯をもつ、地域独自の事情によるものと考えられる。

この時期に特徴的な器種としては、装飾付埦がある。これは無蓋高坏の坏部に似るものであるが、長い脚部を持たず底部が扁平な新しい器種である。装飾付埦は、畿内地域でもこの時期特有の器種で、基本的につまみをもつ蓋をともなうものである。

壺・甕の口縁部は、前代と同じく端部に面をもつものが多いが、丸いものもある。また、脚付直口壺では体部が丸いものが少なくなり、長頸で体部の肩が張るものが多くなる。この時期、畿内地域の脚付壺は、長頸で脚部に長方形２段スカシをもつものが多いが、愛媛県内ではやや長頸で頸部から口縁部が開き、脚部に長方形１段スカシもしくはスカシ無しのものの方が多い。この時期の古墳としては、松山市の朝日谷１号墳、伊予郡砥部町の金毘羅山 12 号墳などがある。

**飛鳥Ⅰ期（新相）**　坏Ｈでは、前代の飛鳥Ⅰ期（古相）に比べて、器径の縮小するものが主体となる。坏身の立ち上がり部分は、前代より小型化し内傾するものが多くなる。坏類では、平底の坏Ｇが新たに加わるが、前代の装飾付埦の影響か体部に２条の凹線をもつものもある。この時期、坏Ｇ蓋のつまみ形状は多様であるが、その形からは有蓋高坏の蓋、装飾付埦の蓋、銅鋺の蓋という３つの系譜が考えられる。

そのほか、この時期より加わる器種としては平底の平瓶があり、体部上面にボタン状の塊が残るものがある。このボタン状の塊は、同時期の提瓶体部上方にもみられる場合があり、その位置から明らかに前代まであった鉤形取手が退化したものである。さらに、提瓶と平瓶の頸部から口縁部の形状が同様であることも考慮すると、平瓶は提瓶より派生した器種と考えられる。

高坏などの脚付器種および鐎は、列点文などの装飾が前代よりさらに簡略化され、全体的に小型化する。坏Ｇ身に似た坏部をもつ長脚の無蓋高坏は、この時期以降みられなくなる。壺・甕の口縁部は、丸いものが多くなり、端部が内側に強く曲がるものもある。

また、脚付直口壺では、脚部に２段スカシのものはみられず、１段スカシないしスカシ無しのもののみとなる。この時期の古墳としては、松山市のかいなご１号墳、四国中央市の宇摩向山古墳などがある。

**飛鳥Ⅱ期**　坏Ｈと坏Ｇでは、前代の飛鳥Ⅰ期（新相）に比べて、器径の縮小するものが主体となる。坏Ｈ身の立ち上がり部分は、前代より小型化するものが多くなる。この時期を最後に坏Ｈはなくなる。坏Ｇ蓋のつまみ形状は、前代まで多様であったが、この時期にはほぼ宝珠形のみとなる。

高坏などの脚付器種および鐎は、無文のものが多くなり、全体的に小型化する。坏Ｇ身に似た坏部をもつ短脚の無蓋高坏は、この時期に出現する。畿内地域ではこの時期、坏Ｈ身に似た坏部をもつ有蓋高坏は

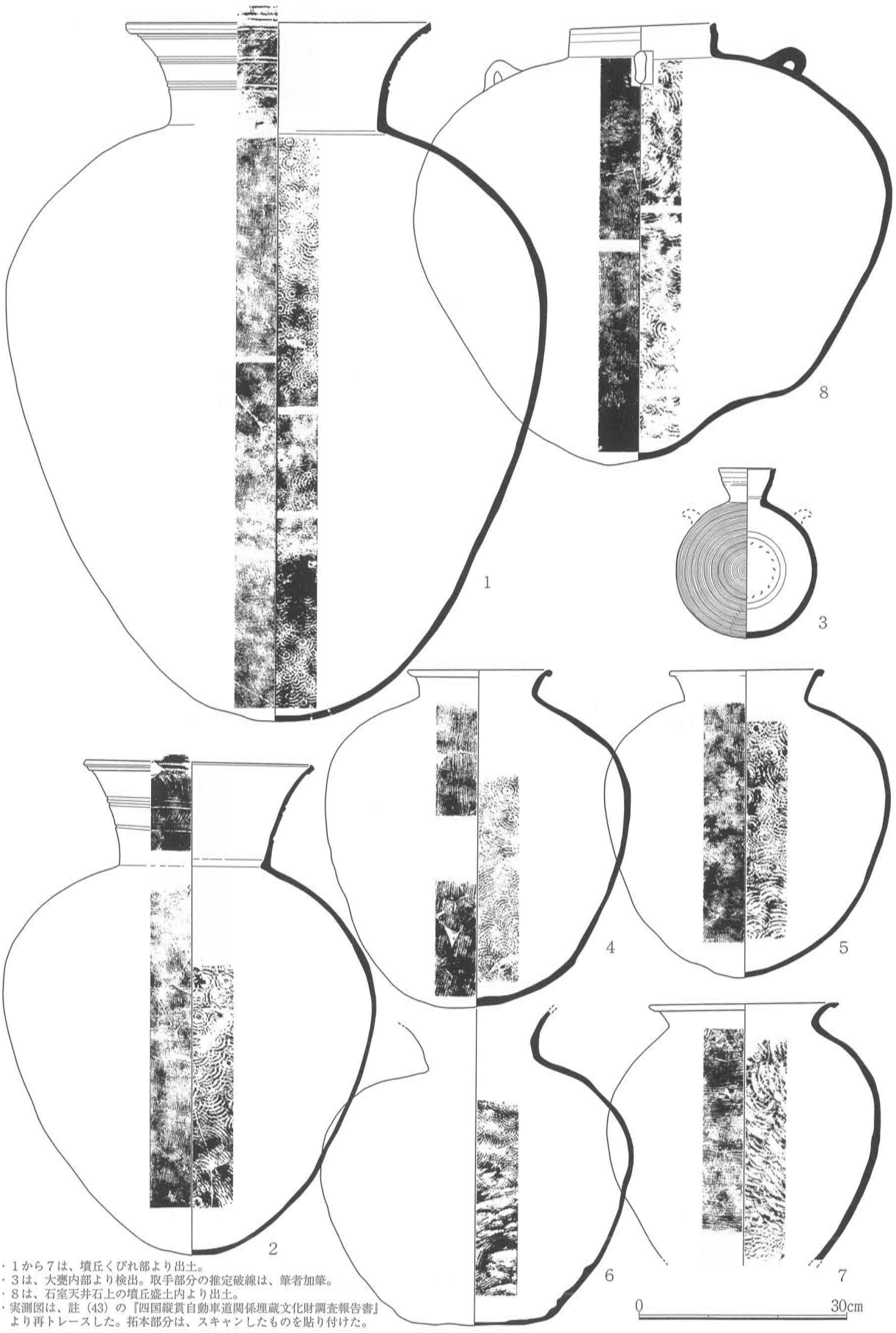


・１から７は、墳丘くびれ部より出土。
・３は、大甕内部より検出。取手部分の推定破線は、筆者加筆。
・８は、石室天井石上の墳丘盛土内より出土。
・実測図は、註（43）の『四国縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書』より再トレースした。拓本部分は、スキャンしたものを貼り付けた。

第 25 図　妻鳥陵墓参考地　当参考地と同時期の資料（経ヶ岡古墳出土須恵器）実測図（1/8）

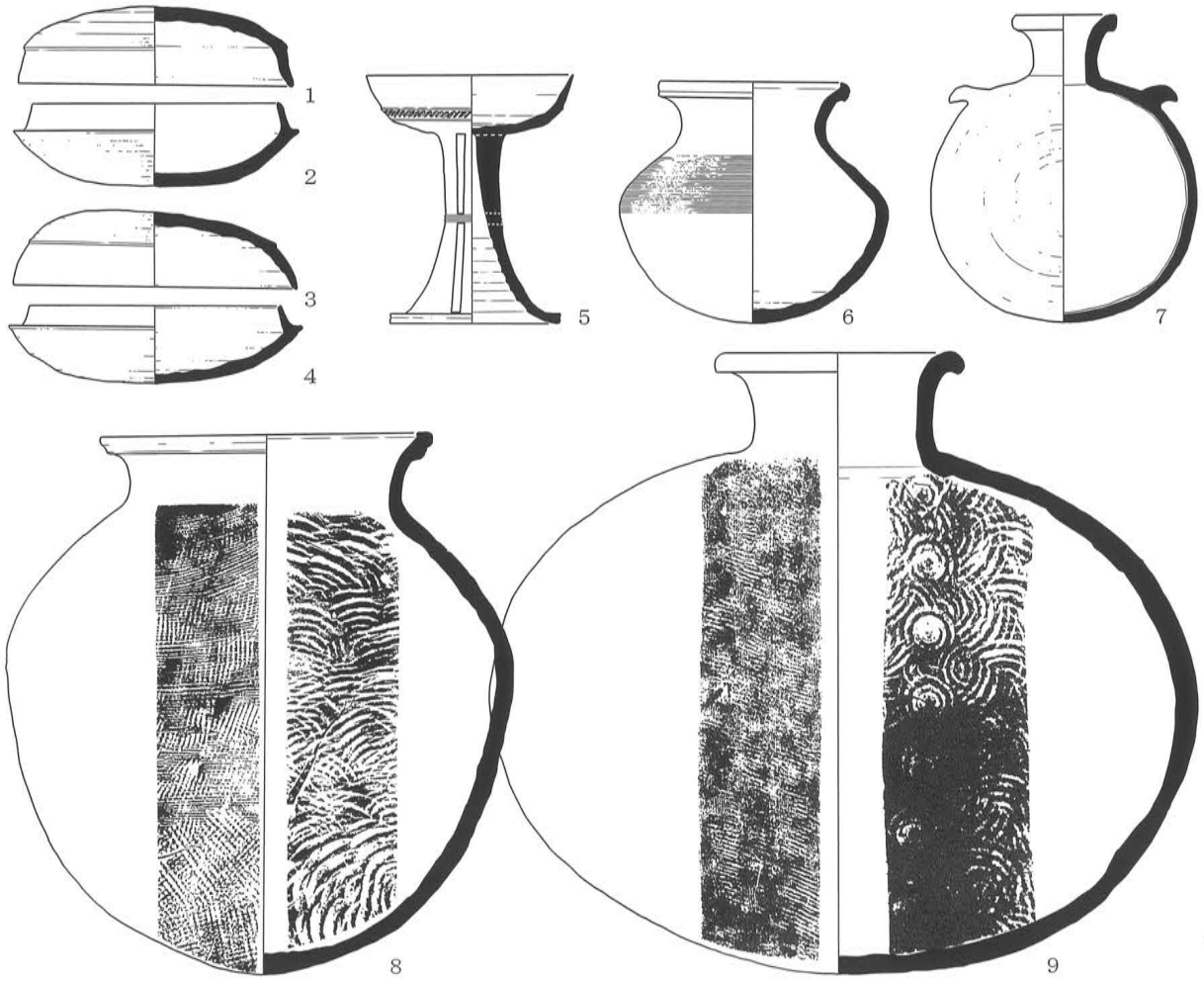


・実測図は、註（43）の『かいなご・松ヶ谷古墳』より再トレースした。
拓本部分は、スキャンしたものを貼り付けた。

第 26 図　妻鳥陵墓参考地　当参考地と同時期の資料（かいなご２号墳出土須恵器）実測図（1/4）

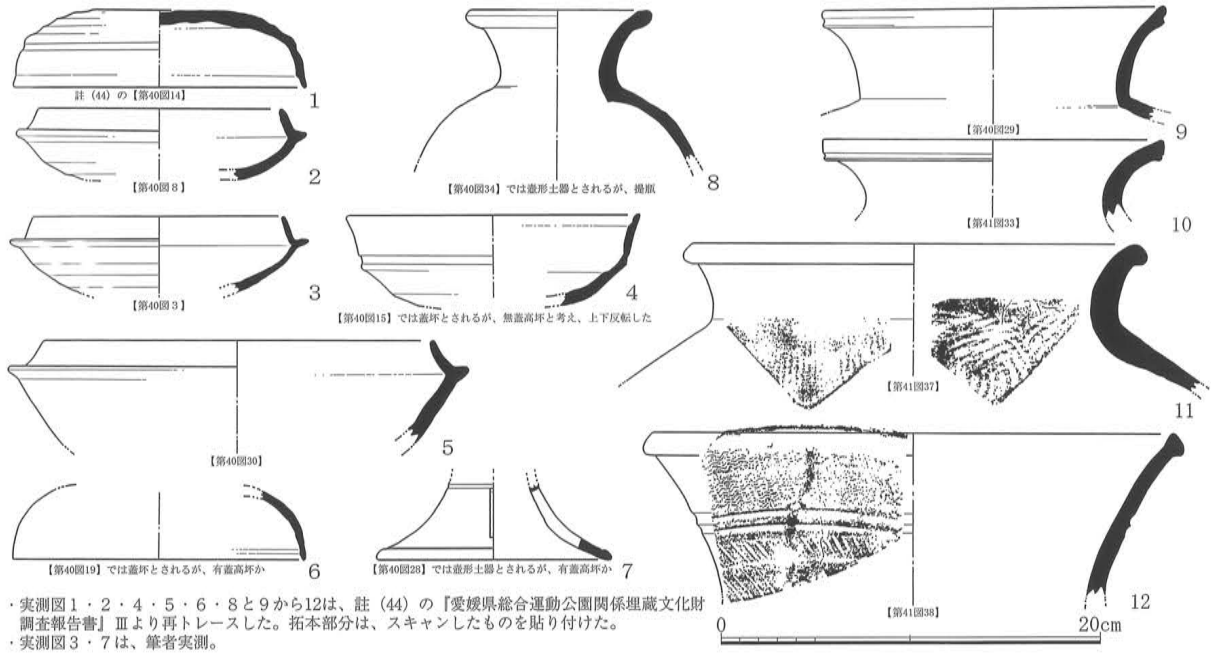


・実測図１・２・４・５・６・８と９から12は、註（44）の『愛媛県総合運動公園関係埋蔵文化財調査報告書』Ⅲより再トレースした。拓本部分は、スキャンしたものを貼り付けた。
・実測図３・７は、筆者実測。

第 27 図　妻鳥陵墓参考地　谷田２号窯跡出土須恵器実測図（1/4）

残らないが、この地域では少数残る。壺・甕の口縁部は丸いものが多く、端部が内側に曲がるものもある。また、脚付直口壺では、脚部が低くなり、スカシがあるものはほぼなくなる。この時期の古墳としては、伊予郡砥部町の大下田南８号墳、通谷池２号墳などがある。

**飛鳥Ⅲ期**　坏Ｇでは、前代の飛鳥Ⅱ期に比べて、器径の拡大するものが主体となる。坏Ｇ蓋のつまみ形状は、前代よりも扁平な宝珠形となる。坏類では、坏Ｇの底部に高台がついた形状の坏Ｂが新たに加わる。坏Ｇ身に似た坏部をもつ短脚の無蓋高坏は、坏部径が拡大する。また、坏類は、この時期の窯である松山市の駄場姥ヶ懐１号窯の出土品からみる限り、大きさによっていくつかの群に分けられるようである。

壺・甕の口縁部は丸いものが多く、端部がやや内側に曲がるものもある。また、脚付直口壺では、体部に形骸化した装飾が残るものもあるが、無文のものが多くなる。この時期の古墳としては、松山市の鶴が峠遺跡Ｅ２号墳、伊予郡砥部町の大下田南３号墳などがある。

**③妻鳥陵墓参考地の須恵器型式について**

当参考地出土の須恵器について、坏Ｈ、無蓋高坏、壺の順にそれらの型式的位置づけを考えてみたい。

**坏Ｈ**　まず、当参考地の坏Ｈについては、受部の立ち上がり部分がＴＫ 10 型式のものほど大型ではない。また、坏蓋頂部から口縁部の屈曲する箇所には、ＴＫ 43 型式にはなくなる凹線が残り、口縁内面端部には、ＴＫ 10 型式まで残る段が認められない。上記より、当参考地の坏Ｈは、ＴＫ 10 型式より新しく、ＴＫ 43 型式より古い特徴をもつことから、ＭＴ 85 型式のものと考えられる。

**無蓋高坏**　つぎに、当参考地の無蓋高坏は、生焼けで、坏部が大きく、口縁部が外反して、ほかの古墳出土資料ではあまりみられず、位置づけが難しい器形である。ＴＫ 43 型式期の松山市松ヶ谷古墳からは、当参考地のものと比較した場合、脚端部に面をもつ点で異なるが、坏部中程に段をもつ点で一致する無蓋高坏が出土している。また、ＴＫ 10 型式期の松山市桜谷古墳からは、須恵器ではなく土師器であるが、脚端部が丸く、坏部に段をもつ点で当参考地のものと一致する高坏が出土している。当参考地の無蓋高坏は、脚端部形状からは、ＴＫ 43 型式期の松ヶ谷古墳出土高坏より古く、坏部形状からは、ＴＫ 10 型式期の桜谷古墳出土土師器高坏より新しいことから、ＭＴ 85 型式のものと考えておきたい。愛媛県以外では、岡山県真庭市の四つ塚１号墳、同赤磐市の斎富２号墳第４主体から類似した器形のものが出土している。

**壺**　さいごに、当参考地の壺は、口縁端部形状がＴＫ 10 型式のものほど丸くないが、ＴＫ 43 型式のものとは異なり平坦な面はもたないこと、体部上方で肩が張る形状であることから、ＭＴ 85 型式のものと考えられる。ほぼ同じ大きさと器形で、口縁端部形状も類似するものとしては、ＭＴ 85 型式の一括資料を出土した松山市かいなご２号墳の壺（第 26 図６）がある。

**④妻鳥陵墓参考地の須恵器生産地について**

当参考地の須恵器について、その生産地推定のため、筆者は松山市谷田２号窯跡出土資料の調査を実施した(44)。その結果、坏Ｈでは、坏身立ち上がり部内面直下に深い溝が入る点や、坏身立ち上がり部がほぼ垂直に立ち上がる点のほか、胎土も類似するものがあった。しかし、当参考地資料と比較して、坏身立ち上がり部が大きい破片や、坏蓋外面の屈曲箇所にある凹線が深い破片に加えて、坏蓋口縁端部内面に段を有する破片も多い。ゆえに、谷田２号窯跡資料は、当参考地資料よりも古いＴＫ 10 型式を中心として、一部ＭＴ 85 型式のものが含まれているのではないかと考えられたが、生産地の同定までには至らなかった。同窯跡の坏Ｈ以外では、有蓋高坏の蓋口縁部片（第 27 図６、報告書では蓋坏【第 40 図 19】）があり、外面中程にまだ凹線がみられないことから、ＴＫ 10 型式のものと考えられる。また、４方スカシをもつ高坏の脚部片（第 27 図７、報告書では壺形土器【第 40 図 28】）と壺・甕の口縁部片（第 27 図９、報告書の【第 40 図 29】）の端部形状もＭＴ 85 型式よりも丸味を帯びていることから、ＴＫ 10 型式のものと考えられる。

**⑤おわりに**

当参考地出土の須恵器については、出土位置が不明で、各器種が同じ型式のものなのか、それとも異なる型式のものなのかということも不明であった。しかし、検討の結果、須恵器はそれぞれＭＴ 85 型式と考えられ、同時期のものであることが明らかとなった。（横田）

## （4）三木文雄調査資料について

### ①はじめに

宮内庁書陵部陵墓課には、三木文雄から提出された妻鳥陵墓参考地関係のトレース図面の写しと写真が保管されている。このうち、石室等のトレース図面については再トレースをおこない（第28・29図）、写真についてはデジタルスキャンをして、一覧表を作成した（図版14・35・36、第3表）。資料中には、当参考地を考えるにあたって重要な横穴式石室の細部写真等の情報や『川之江市史』[45]（以下、「市史」という）に記載がない情報も含まれているため、ここでその概要を記す。

### ②トレース図面の写し

当参考地調査関係のトレース図面には、当参考地墳丘測量図（1/50）、当参考地石室実測図（1/10）、宝洞山1号墳石室実測図（1/40）、宝洞山1号墳墳丘断面図（1/200）、宝洞山2号墳石室実測図（1/40）、山口1号墳石室実測図（1/40）の6葉が残されている。このうち、当参考地の図面については、三木報告中でも図示されていることから、そのほかについて述べる。

**宝洞山1号墳石室実測図**（第29図1） 注記には、「種別古墳1956年12月9日調査」とあり、その下に名称・出土地・所有者・備考・資料番号・S（縮尺）が挙げられている。このうち、名称は天生津第1号古墳、出土地は川之江市宝洞山3102の1（原野）、備考は方向N3°W、Sは1/40とある。現在の遺跡名称は、宝洞山1号墳である。市史にはない石室東壁の立面図とc－d間断面図が描かれている。

**宝洞山1号墳墳丘断面図**（第29図2） 注記には、「断面1/200」とだけあるが、市史に同様の図面があることから、宝洞山1号墳の墳丘である。

**宝洞山2号墳石室実測図**（第29図3） 注記には、「種別古墳1956年12月9日調査」とあり、その下に名称・出土地・所有者・備考・資料番号・S（縮尺）が挙げられている。このうち、名称は天生津第2号古墳、出土地は川之江市宝洞山3112の1（山林）、備考は方向N4°E、Sは1/40とある。現在の遺跡名称は、宝洞山2号墳である。市史にはない石室東壁の立面図が描かれている。資料番号下には、愛媛大学工学部教授だった松岡文一の名が記されている。

**山口1号墳石室実測図**（第29図4） 注記には、「種別古墳1956年12月2日調査」とあり、その下に名称・出土地・所有者・備考・資料番号・S（縮尺）が挙げられている。このうち、名称は山口古墳、出土地は愛媛県川之江市妻鳥、Sは1/40とある。現在の遺跡名称は、山口1号墳である。

### ③写真

当参考地調査関係の写真には、スライドが18枚、紙焼きで台紙に貼り付けられた状態のものが53枚ある。紙焼きのうち「2　東宮山」と題が書かれた1枚は台紙に残っていない。スライドはカラーが16枚、モノクロが2枚である。紙焼きはすべてモノクロである。

写真のなかには、墳頂石棺を復元した直後の様子（図版35－8）や、石室細部写真に加え、近傍にある古墳なども写されている。そのなかで注目したいのは、図版35－11では玄門手前の封鎖石頂部まで玄室が埋まっているのに対し、図版36－1では床面まで掘り下げられ、図版36－5では玄門封鎖石2枚が取り外され、図版36－8では羨道の堆積土が掘削され、というように調査の進行状況が確認できることである。このうち、取り外された玄門封鎖石2枚については、図版14－4左下の割れた板石が、その一部である可能性がある。図版36－6には、割れた状況の封鎖石下部が写る。図版14－4の中央下には、測量用の杭らしきもの、図版14－5の壁面には、実測用の割付線が十字にいくつも描かれている。また、羨道の形状は、これまで不分明であったが、玄門部から開口方向へと狭くなっている状況が確認できた（図版36－8）。

### ④おわりに

三木文雄調査資料の概要について述べた。その結果、これまで市史によってすでに知られていた石室の実測図だけでなく、ほかにも描かれているものがあることが判明した。また、当参考地については、現状の墳頂石棺が三木調査時に復原されたことや、石室の調査がどのように進められていったのか、石室細部の形状がどのようなものであったのかなど、これまで知られていなかった情報を得ることができた。（横田）

## 第３表　妻鳥陵墓参考地　三木文雄調査関係写真

| No. | 表題 | 状態 | 本報告番号 | No. | 表題 | 状態 | 本報告番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東宮1 | 東宮山遠望　西北より | 原色スライド | 図版14 - 1 | 19 | 玄門と封鎖 | 白黒紙焼き | |
| 東宮2 | 東宮山近影　西北より | 原色スライド | 図版14 - 2 | 20 | 左側々壁 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山3 | 東宮山近影　東北より | 原色スライド | 図版14 - 3 | 21 | 玄門 | 白黒紙焼き | 図版35 - 12 |
| 東宮山4 | 東宮山御陵北側さく | 原色スライド | | 22 | 玄門 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山5 | 東宮山御陵北側さく　東北より | 原色スライド | | 23 | 玄門 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山6 | 東宮山御陵南側さく | 原色スライド | | 24 | 玄門と西側壁 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山7 | 東宮山御陵石室奥壁 | 原色スライド | | 25 | 玄門の右側壁 | 白黒紙焼き | 図版36 - 1 |
| 東宮山8 | 東宮山御陵石室奥壁 | 原色スライド | 図版14 - 4 | 26 | 玄門と左側壁 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山9 | 東宮山御陵石室東側壁 | 原色スライド | 図版14 - 5 | 27 | 玄門の封鎖と間じきり石 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山10 | 東宮山御陵石室羨門封鎖 | 白黒スライド | | 28 | 玄室のふみこみ石 | 白黒紙焼き | 図版36 - 2 |
| 東宮山11 | 東宮山御陵石室羨門 | 原色スライド | 図版14 - 6 | 29 | 玄室天井石 | 白黒紙焼き | 図版36 - 3 |
| 東宮山12 | 東宮山御陵前庭組合式石棺 | 原色スライド | 図版14 - 7 | 30 | 玄室天井石 | 白黒紙焼き | 図版36 - 4 |
| 東宮山13 | 東宮山御陵前庭石室 | 原色スライド | | 31 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山14 | 東宮山御陵墳頂 | 原色スライド | | 32 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山15 | 東宮山御陵墳頂に於ける板石 | 原色スライド | | 33 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山16 | 東宮山御陵墳頂ノ板石 | 原色スライド | 図版14 - 8 | 34 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山17 | 東宮山御陵墳頂板石 | 白黒スライド | | 35 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 東宮山18 | 東宮山御陵墳頂板石組合セ | 白黒スライド | | 36 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 1 | 東宮山遠望 | 白黒紙焼き | 図版35 - 1 | 37 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 2 | 東宮山 | 欠 | | 38 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 3 | 妻鳥陵墓参考地　東より | 白黒紙焼き | 図版35 - 2 | 39 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | |
| 4 | 妻鳥陵墓参考地　西より | 白黒紙焼き | 図版35 - 3 | 40 | 玄室壁面 | 白黒紙焼き | 図版36 - 5 |
| 5 | 妻鳥陵墓参考地　東北方広場にある組合式石棺 | 白黒紙焼き | 図版35 - 4 | 41 | 玄門封鎖板石をとりはづした後のあて石 | 白黒紙焼き | 図版36 - 6 |
| 6 | 妻鳥陵墓参考地　東北方広場にある組合式石棺 | 白黒紙焼き | | 42 | 玄門封鎖板石をとりはづした後のあて石 | 白黒紙焼き | |
| 7 | 妻鳥陵墓参考地　東北方広場にある組合式石棺 | 白黒紙焼き | 図版35 - 5 | 43 | 玄門封鎖板石をとりはづした後のあて石 | 白黒紙焼き | |
| 8 | 妻鳥陵墓参考地　東北方広場にある組合式石棺 | 白黒紙焼き | 図版35 - 6 | 44 | 玄門封鎖板石をとりはづした後のあて石 | 白黒紙焼き | |
| 9 | 妻鳥陵墓参考地　墳上にある組合式石棺の遺材 | 白黒紙焼き | 図版35 - 7 | 45 | 玄門封鎖石をとりはづした後の羨道 | 白黒紙焼き | |
| 10 | 妻鳥陵墓参考地　墳上にある組合式石棺の遺材復原 | 白黒紙焼き | 図版35 - 8 | 46 | 玄門封鎖石をとりはづした後の羨道 | 白黒紙焼き | 図版36 - 7 |
| 11 | 発掘孔 | 白黒紙焼き | 図版35 - 9 | 47 | 羨道側壁積 | 白黒紙焼き | 図版36 - 8 |
| 12 | 横口式石室奥壁 | 白黒紙焼き | | 48 | 羨道側壁積 | 白黒紙焼き | |
| 13 | 横口式石室奥壁 | 白黒紙焼き | | 49 | 東宮山東南方に近くある山口一号墳 | 白黒紙焼き | 図版36 - 9 |
| 14 | 横口式石室奥壁 | 白黒紙焼き | 図版35 - 10 | 50 | 山口一号墳石室奥壁石柵 | 白黒紙焼き | 図版36 - 10 |
| 15 | 横口式石室奥壁 | 白黒紙焼き | | 51 | 山口一号墳石室奥壁石柵 | 白黒紙焼き | |
| 16 | 玄門並に左右両側壁 | 白黒紙焼き | 図版35 - 11 | 52 | 山口一号墳石室奥壁石柵 | 白黒紙焼き | |
| 17 | 玄門並に左右両側壁 | 白黒紙焼き | | 53 | 朝日山古墳奥壁 | 白黒紙焼き | 図版36 - 11 |
| 18 | 玄門と封鎖 | 白黒紙焼き | | 54 | 朝日山古墳玄門と羨道 | 白黒紙焼き | 図版36 - 12 |

## （5）妻鳥陵墓参考地の横穴式石室について

### ①はじめに

妻鳥陵墓参考地の主体部については、三木文雄による過去の報告[46]で詳述されている。ゆえに、ここではまず横穴式石室の基本的な事項にかんして、三木文雄調査資料の整理で判明した成果をふまえて記し、そののち地域における当参考地の横穴式石室の位置づけについて述べる。

### ②横穴式石室の概要（第 28 図）

当参考地の主体部は、北西に開口方向をとる横穴式石室である。石室は玄室と羨道からなる。玄室と羨道の境には、板状および柱状の石によって玄門が構築されている。石室構築の基盤面については、昭和 54 年度の調査[47]で当参考地境界沿いに地山が確認されたことから、三木文雄が想定した通り、当参考地石室は地山上に構築されたと考えられる。石室の規模は、玄室長 4.17 m、玄室奥壁底部幅 1.96 m、玄室奥壁上部幅 0.99 m、玄室玄門部幅 1.86 m、玄室玄門部上部幅 1.05 m、玄室奥壁高 1.73 m、玄室玄門部高 1.49 m、羨道長 1 m以上、羨道高 1.2 m、玄門底部幅 0.59 m、石室全長 5.5 m以上を測る。

**玄室**　玄室平面は、奥壁から玄門部にかけてわずかに狭くなるものの、ほぼ長方形である。玄室立面は、奥壁から玄門部にかけてやや低くなっている。玄室の壁面には、大きめの石材間に細長い石材が飛び出るようにみえている（図版 36－５）。これは、壁面を強化するために後から差し込んだものの可能性がある。

**羨道**　羨道は、実測図では開口方向へ直線的にのびているが、三木調査時の写真（図版 36－８）を確認する限り、玄門部より開口方向にかけて狭くなっている。このように羨道が開口方向へ狭くなる石室は、近隣でほぼ同時期の四国中央市経ヶ岡古墳のものがある。羨道上の天井石は、羨道が内向きに崩れたため、斜めに傾いているようにもみえるが、実際は羨道が開口方向へ狭まる形式のものであることから、築造当初の姿をほぼ留めていると考えられる。

**閉鎖構造**　当参考地の石室で特徴的な事柄としては、玄門部の閉鎖にあたって、板石を複数用いて厳重におこなっていることが挙げられる。まず、玄門手前に幅 0.74 mの板石（閉鎖石①）を床面より高さ 0.31 mのところまで設置し、その後、幅 0.36 m、高さ 1.01 mの翼状の板石（閉鎖石②）と幅 0.44 m、高さ 1.07 m以上の翼状の板石（閉鎖石③）を設置し、最後に、幅 0.48 mの頂部が丸い板石（閉鎖石④）を床面より高さ 0.58 mのところまで設置している。この閉鎖構造で追葬する場合、閉鎖石④から①まで掘り出したあとでなければならないが、羨道は高いところで床面から 1.2 mしかなく、高さ１mを超える閉鎖石の掘削や閉鎖石による再閉鎖はきわめて困難と思われる。また、初葬時においても、羨道の天井石を全部架ける前でなければ、高さもなく幅も非常に狭い空間で閉鎖石を①から④まで設置するのは困難であっただろう。そうしたことから、当参考地の玄門部閉鎖構造は、三木調査時まで初葬時の状態を保っていた可能性がある。

### ③横穴式石室の位置付けについて（第 30 図）

当参考地周辺の横穴式石室墳においては、副葬品内容が明らかなものは多くない。また、当参考地の横穴式石室は、ほかに構造の類似したものがほぼなく、位置づけが難しい。宇摩平野周辺の首長墓の変遷とそれらとの比較から、当参考地石室の位置づけを考えてみたい[48]。なお、ＴＫ 10 型式期の石室墳については、同地域で可能性があるものとして、四国中央市お姫山古墳がある。しかし、ここでは副葬品内容から、明らかにＴＫ 10 型式期とわかる石室として、地域は離れるが、伊予市上三谷原古墳の例を挙げておく。

**ＭＴ 15 型式期**　当参考地周辺でもっとも古相を示す石室は、四国中央市四ツ手山古墳のものである。石室の残存状況は良くないが、石材にごく小さいものを使用していること、須恵器で平底の壺や脚部の長脚化が進行していない高坏が出土していることから、ＭＴ 15 型式期のものと考えられる。

**ＴＫ 10 型式期**　ＴＫ 10 型式期の石室は、当参考地周辺に適当な例がないため、伊予市上三谷原古墳の例を挙げる。石室は両袖式の構造で、石材はＭＴ 15 型式期よりも全体的に大きくなっている。須恵器有蓋高坏の坏部および脚部形状や壺の口縁端部、底部調整から、ＴＫ 10 型式期のものと考えられる。

**ＭＴ 85 型式期**　この時期の石室としては、四国中央市経ヶ岡古墳のものがある。石材はＴＫ 10 型式期よりも全体的に大きくなっている。羨道は、当参考地と同様に玄門部から開口方向へと狭くなっている。

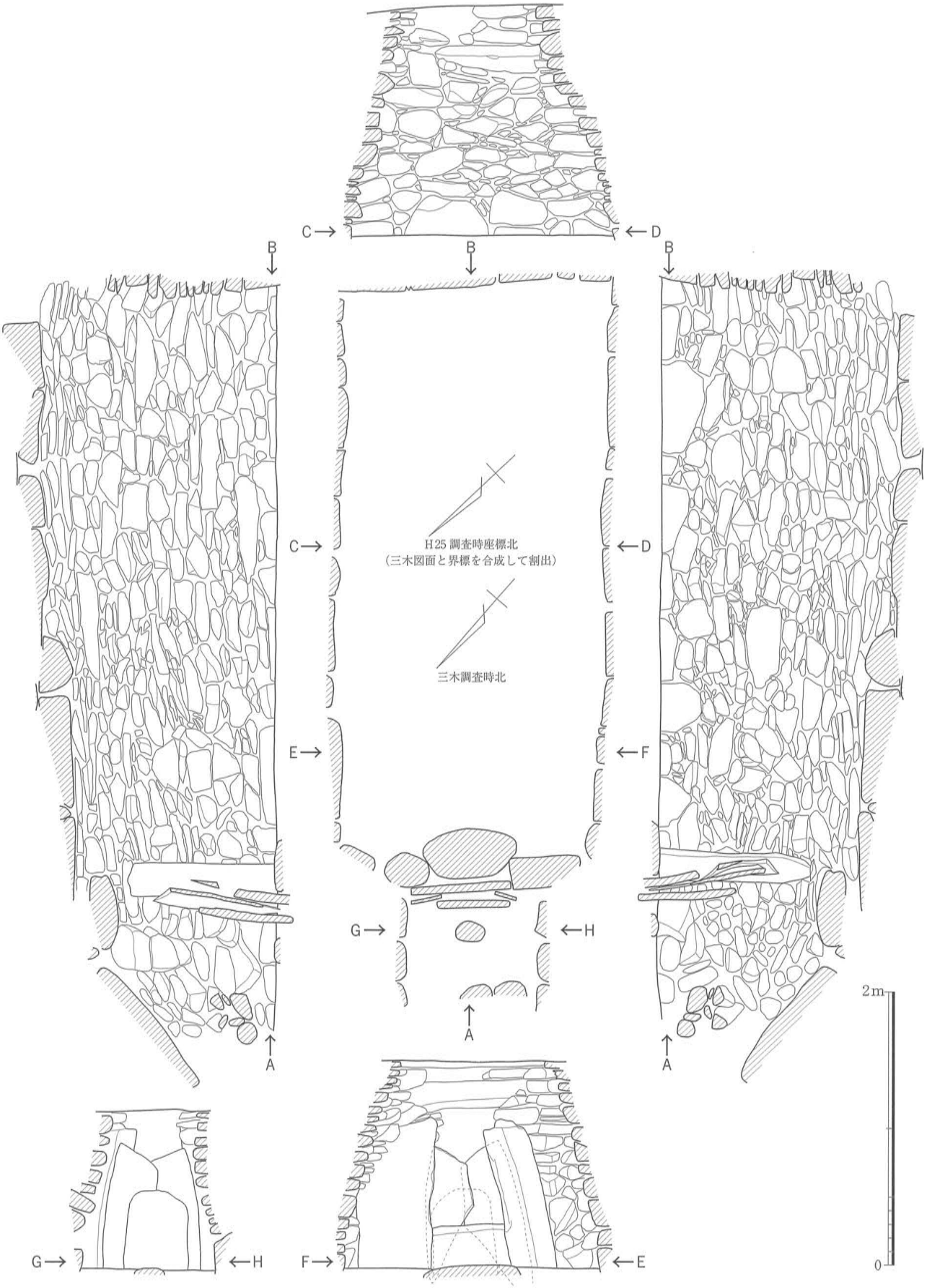


第 28 図　妻鳥陵墓参考地　横穴式石室実測図（1/40）

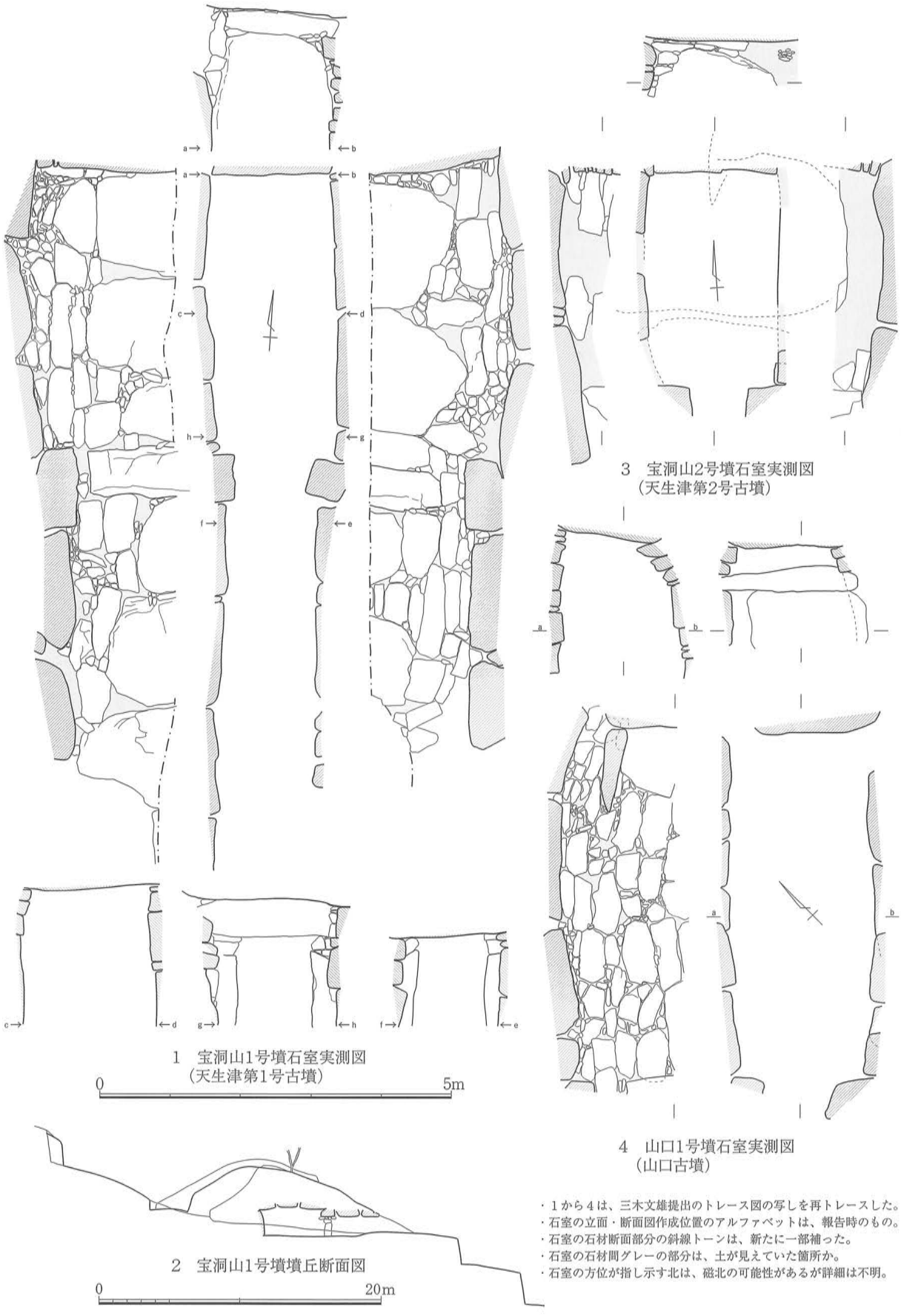


第 29 図　妻鳥陵墓参考地　三木文雄調査関係実測図（石室 1/80、墳丘 1/400）

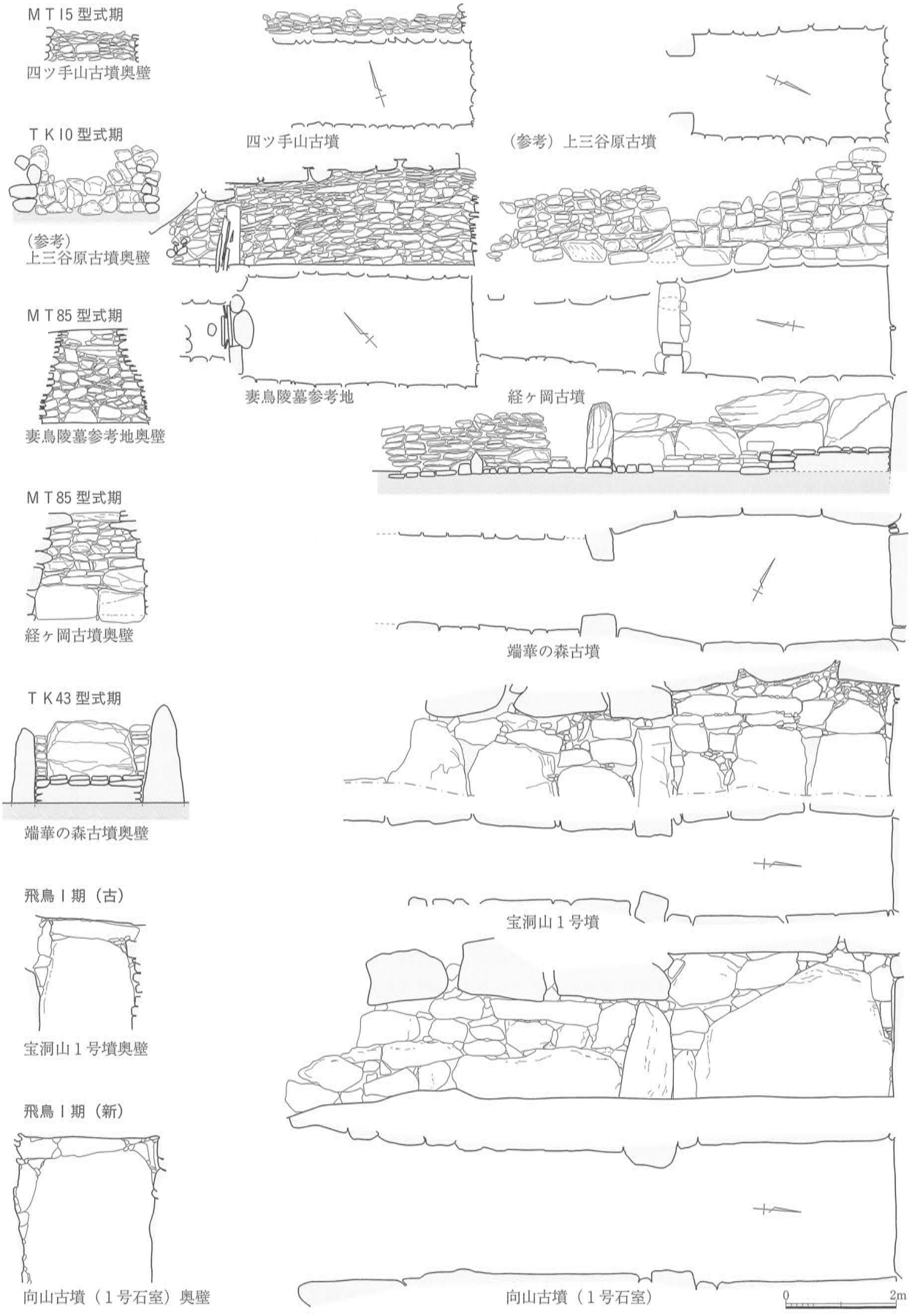


第 30 図　妻鳥陵墓参考地　横穴式石室の変遷（1/100）

**ＴＫ 43 型式期**　この時期の石室としては、四国中央市端華の森古墳のものがある。石材はＭＴ 85 型式期に比べ、玄室部の基底石が大きくなっている。羨道は、玄門部から開口方向へと直線的にのびる。

**飛鳥Ⅰ期（古相）**　この時期の石室としては、四国中央市宝洞山１号墳のものがある。石材はＴＫ 43 型式期に比べ、羨道部がとくに大きくなっている。羨道は、玄門部から開口方向へと直線的にのびる。須恵器の出土は無いものの、ＴＫ 43 型式期と飛鳥Ⅰ期（新相）の中間的要素をもつことから、この時期と考えた。

**飛鳥Ⅰ期（新相）**　この時期の石室としては、四国中央市向山古墳のものがある。石材は飛鳥Ⅰ期（古相）に比べ、全体的に大きくなっている。羨道は、玄門部から開口方向へとわずかに広がっている。なお、畿内のものだが、ほぼ同時期と考えられる奈良県明日香村岩屋山古墳も、羨道が開口方向へ広がっている。

**石室の位置づけ**　当参考地の石室は、羨道部分が直線的でなく、開口方向へと狭くなること、玄室の奥壁や側壁基底部に巨石を用いないことから、ＴＫ 43 型式期の端華の森古墳石室より古いことは明らかである。当参考地の石室は、羨道が狭くなる形状と玄門立柱石が壁面に同化しない点で、ＭＴ 85 型式期の経ヶ岡古墳石室と共通することから、これとほぼ同時期のものと考えられる。ただし、当参考地の石室に比べ、経ヶ岡古墳の石室は羨道が長く、使用石材も大きいことから、後者がわずかに新しい可能性がある。

**④おわりに**

上述の検討により、当参考地の石室は、ＭＴ 85 型式期のものと位置づけられた。また、石室は羨道や閉鎖構造の状況から、追葬のなかった可能性が高いと考えられた。石室出土の須恵器については、ＭＴ 85 型式期のもので、ほかの遺物にも明らかにＴＫ 43 型式期まで下るものはない。遺構と遺物双方からみて、当参考地はＭＴ 85 型式期に築造されたと考えられる。ゆえに、当参考地の副葬品は、ＭＴ 85 型式期以前のものを一部含むが、この時期の古墳副葬一括資料として重要な意味をもつものである。（横田）

## ま と め

今回の報告では、当参考地の墳丘外形調査の報告とともに、出土品やそれに関連する公文書、三木文雄調査資料の検討をおこなった。

墳丘調査では、25㎝コンターで新たに測量を実施した。現状の墳丘は円形を呈しており、最大径 14.6 m、墳丘高 3.3 mであった。墳丘南東側では、明治 27 年に横穴式石室の天井石が開口する原因ともなった崩落跡を確認した。また、墳丘北東側と南西側では本来の墳丘面が残存しており、北東側の斜面のほうがやや緩やかであることを確認した。そして様々な状況から、墳丘北東側には本来前方部があり、当参考地は前方後円墳であった可能性を考えた。

また、宮内庁宮内公文書館と愛媛県立図書館所蔵の公文書の検討を通して、出土品の来歴調査をおこなった。その結果、従来当参考地出土とされていた遺物に加えて、飾金具、辻金具、鏡板という馬具も当参考地出土品である可能性が高いことが判明した。ただし、馬具は一部に出土地の混乱があるため、いまだ全容が整理されていない。今後も検討を進めたうえで、馬装の視点からも評価することが必要であろう。

さらに、出土品の再整理をおこない、現在の研究状況や類例を考慮しながら、個々の遺物の学術的位置づけを示した。当参考地前の箱形石棺から出土した可能性がある銅矛は、弥生時代中期後半頃のものであった。箱形石棺も近い年代のものであるだろう。石室出土の内行花文鏡は漢鏡６期のものであり、長期間の伝世を経て副葬されたものであった。広帯二山式冠は、百済の冠帽・飾履の文様を変形させて、倭で製作されたものであると考えられる。三葉文環頭大刀は、日本列島で数少ない新羅からの舶載品である可能性が高い。

装身具については、管玉で穿孔方法の違いが石材の特徴と対応している可能性を指摘した。切子玉は、大きさや制作技術の共通性が高く、一括で製作されたと考えられる。それが、そのまま当参考地に持ち込まれたのであろう。武具については、横矧板鋲留衝角付冑がある。近年の研究では、同種の冑のなかでもかなり新しく位置づけられるものである。また、再整理でも、その他の武具の存在は確認されなかった。

三木文雄調査資料と石室の検討では、未知の図面や写真などの情報のほか、当参考地に追葬がなかった可能性を示した。今回の再整理の結果が、今後の研究に資するところがあれば幸いである。（清喜・横田・土屋）

註

（1） 三木文雄「妻鳥陵墓参考地東宮山古墳の遺物と遺構について」『書陵部紀要』第23号、宮内庁書陵部、1971年。

（2） 冨田尚夫「四国中央市東宮山古墳の発見経緯と陵墓参考地治定について―県立図書館所蔵行政文書から―」『研究紀要』第10号、愛媛県歴史文化博物館、2005年。

（3） 妻鳥町誌刊行会「第4章　妻鳥の歴史資料集」『妻鳥町誌』上巻、1975年。

西田　栄「愛媛考古界の推移」『愛媛県史』資料編考古、愛媛県、1986年。

西田　栄「愛媛における考古学の草創期」『考古学叢考』上巻、吉川弘文館、1988年。

眞鍋修身「愛媛県東宮山古墳出土遺物の一部行方について」『遺跡』第38号、遺跡発行会、2001年。

（4） 高橋健自『銅鉾銅剣の研究』聚精堂、1925年。

（5） 註（1）に同じ。

（6） 三木文雄は横穴式石室開口の契機について、「妻鳥村前谷喜（筆者註、「嘉」の間違い）久郎より愛媛県知事小牧昌華宛の埋蔵物発見届及び埋蔵物発見理由御届」『明治二十七年度埋蔵物録』を引用しながら記載しているが、東京国立博物館の資料館で該当する公文書を見つけることはできなかった。

（7） 宮内庁書陵部編『出土品展示目録　武器　武具　馬具』、1985年。

（8） 清喜裕二「福井県西塚古墳出土品調査報告」『書陵部紀要』第49号、宮内庁書陵部、1998年、第11図1左上・左下。

（9） 清喜裕二「福井県西塚古墳出土遺物の来歴調査について」『書陵部紀要』第63号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2012年。

(10) 註（8）に同じ。第3図4左側。

(11) 岩永省三「武器形青銅器の型式学」『考古資料大観』第6巻　弥生・古墳時代　青銅・ガラス製品、小学館、2003年。

(12) 吉田　広「瀬戸内の銅矛」『私の考古学　丹羽佑一先生退任記念論文集』丹羽佑一先生退任記念事業会、2013年。

(13) 吉田　広「武器形祭器」『講座日本の考古学』6　弥生時代（下）、青木書店、2011年。

(14) 愛媛県史編纂委員会編『愛媛県史』資料編考古、愛媛県、1986年。

(15) 川之江市教育委員会編『川之江市史』第1輯　古墳時代篇、1960年。

(16) 岡村秀典「後漢鏡の編年」『国立歴史民俗博物館研究報告』第55集、国立歴史民俗博物館、1993年。

車崎正彦「漢鏡」『考古資料大観』第5巻　弥生・古墳時代　鏡、小学館、2002年。

(17) 林　永珍・呉　東壎・姜　銀珠編『高興吉頭里雁洞古墳』（全南大學校博物館學術叢書100）全南大學校博物館、2015年。

(18) 島根県教育委員会編『出雲岡田山古墳』、1987年。

(19) 長嶺正秀・水島稔夫・田崎博之ほか「前田山遺跡」『行橋市文化財調査報告書』19、行橋市教育委員会、1987年。

(20) 中村潤子「広帯二山式冠について」『古代学研究』第101号、古代学研究会、1983年。

(21) 土屋隆史「古墳時代における広帯二山式冠の出現とその意義」『日本考古学』第40号、日本考古学協会、2015年。

(22) 宇野愼敏「相生市陸・狐塚古墳出土金銅製冠片について」『古文化談叢』第65集、九州古文化研究会、2011年。

(23) 註（8）に同じ。

(24) 加藤一郎「後期倭鏡研究序説―旋回式獣像鏡系を中心に―」『古代文化』第66巻第2号、古代学協会、2014年。

(25) 元興寺文化財研究所「空玉」『正光寺山古墳群』新居浜市教育委員会、2012年。

正光寺山1号墳出土銀製平玉は、2つの材を接合して作られている点や、外面から穿孔している点で当参考地出土平玉と共通するが、立面形が隅丸六角形でなく隅丸四角形である点や、穿孔位置を接合面にしている点で異なる。

(26) 小林謙一「甲冑製作技術の変遷と工人の系統（上）」『考古学研究』第20巻第4号、考古学研究会、1974年。

(27) 野上丈助「甲冑製作技法と系譜をめぐる問題点・上」『考古学研究』第21巻第4号、考古学研究会、1975年。

(28) 山田琴子「小札鋲留衝角付冑と横矧板鋲留衝角付冑」『溯航』第20号、早稲田大学大学院文学研究科考古談話会、2002年。

(29) 鈴木一有「中期型冑の系統と変遷」『考古学ジャーナル』№581、ニュー・サイエンス社、2009年。

(30) 川畑　純「衝角付冑の型式学的配列」『日本考古学』第32号、日本考古学協会、2011年。

(31) 註（8）に同じ。

(32) 註（21）に同じ。

(33) 茨城県教育委員会編『三昧塚古墳：茨城県行方郡玉造町所在』1960年。第21図1もこの報告書から引用した。

(34)　吉井秀夫「百済の冠と日本の冠」『百済の冠』國立公州博物館、2011年。

(35)　土屋隆史「金銅製飾履の製作技法とその展開」『古代文化』第64巻第4号、古代学協会、2013年。

(36)　咸　舜燮「菊隠寄贈品からみた百済草花紋系列帽冠に対する考察」『新羅文物研究』３、國立慶州博物館、2009年。

(37)　第21図２～４：國立公州博物館編『百済の冠』、2011年より引用。

第21図５：國立慶州博物館編『新羅黄金』、2001年より引用。

第21図６：李　漢祥「公州水村里古墳群の出土金属装身具および装飾大刀の検討について」『古代武器研究』vol.11、古代武器研究会・山口大学人文学部考古学研究室、2015年より引用。

(38)　金　宇大「装飾付環頭大刀の技術系譜と伝播―朝鮮半島東南部出土資料を中心に―」『古文化談叢』第66集、九州古文化研究会、2011年。第22図１、２はこの論文から引用した。

(39)　甲斐貴充「宮崎県持田古墳群出土三葉環頭大刀について」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第８号、宮崎県立西都原考古博物館、2012年。第22図３はこの論文から引用した。

(40)　金　宇大「百濟・加耶における装飾付大刀の製作技法と系譜」『嶺南考古学』第59号、嶺南考古學會、2011年。

(41)　田辺昭三『須恵器大成』角川書店、1981年。

ＴＫ10とＭＴ85型式は、標識資料に再考の余地があるため、ＭＴ15からＴＫ43型式間の型式名としてのみ使用する。

(42)　西　弘海『土器様式の成立とその背景』真陽社、1986年。

飛鳥Ⅰは、田辺昭三のＴＫ209型式相当のものを古相、それより新しいものを新相として使用する。

(43)　第23・24図の作成にあたっては、下記報告書等掲載の実測図を再トレースおよび断面塗りつぶし等で一部改変した。

今治市教育委員会編『高橋山岸山古墳　高橋岡寺Ⅱ遺跡（高橋岡寺１号墳）高橋山岸１号墳　高橋山岸２号墳』、2009年。

愛媛県教育委員会・松山市教育委員会編『溝辺遺跡埋蔵文化財調査報告書』、1979年。

愛媛県埋蔵文化財調査センター編（『愛媛県総合運動公園（動物園）整備計画関連埋蔵文化財発掘調査報告書』（Ⅰ）、1983年。『四国縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書』、1984年。『一般国道196号今治道路埋蔵文化財調査報告書』、1984年。『上三谷古墳群』、1987年。『お篭山古墳・耳金城跡』、1988年。『上三谷古墳群』Ⅱ、1988年。『小山田Ⅱ遺跡・小山田支群』、1990年。『四国縦貫自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書』ＸⅡ、1998年。『西野春日谷遺跡　通谷池２号墳埋蔵文化財調査報告書』、1998年。『旦遺跡　宮之前遺跡　長沢石打遺跡　長沢１号墳　長沢６号墳　二の谷２号墳　鋏又古墳群　郷桜井西塚古墳』、2000年。『別名一本松古墳・矢田長尾１号墳・矢田長尾Ⅰ遺跡・高橋佐夜ノ谷遺跡・高橋向谷２号墳・高橋仏師１～４号墳』、2008年。『上郷遺跡』、2009年。）

新居浜市教育委員会編『正光寺山古墳群』、2012年。

正岡睦夫・岡野　保「愛媛県松山市新浜徳利山古墳発掘調査概報」『古代学研究』第75号、古代学研究会、1975年。

松山市教育委員会編（『三島神社古墳発掘調査報告書』、1972年。『天山・桜谷遺跡発掘報告書』、1973年。『かいなご・松ヶ谷古墳』、1975年。『御産所11号墳・忽那山古墳・久万ノ台古墳』1976年。『東山鳶が森古墳群調査報告書』、1981年。『斉院・茶臼山古墳』、1983年。）

松山市教育委員会・松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター編（『大峰ヶ台丘陵の遺跡』、1994年。『東山古墳群』、1994年。『辻町遺跡２次調査地』、1995年。『小野川流域の遺跡』、1996年。『東野中畔遺跡』、2001年。『鶴が峠遺跡』Ⅰ、2007年。『鶴が峠遺跡』Ⅱ、2008年。）

(44)　愛媛県教育委員会編『愛媛県総合運動公園関係埋蔵文化財調査報告書』Ⅲ、1982年。

妻鳥陵墓参考地出土須恵器関連の資料調査では、愛媛県教育委員会にお世話になった。記して感謝申し上げる。

(45)　註（15）に同じ。

(46)　註（１）に同じ。

(47)　陵墓調査室「昭和54年度　陵墓関係調査概要」『書陵部紀要』第32号、宮内庁書陵部、1981年。

(48)　第30図の作成にあたっては、下記報告書等掲載の実測図を再トレースおよび断面トーン追加等で一部改変した。

伊予三島市教育委員会編『端華の森古墳発掘調査報告書』、1995年。

愛媛県埋蔵文化財調査センター編『四国縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書』、1984年。

川之江市教育委員会編『川之江市史』第１輯　古墳時代篇、1960年。